

建築と社會

昭和24年3月19日 昭和27年1月25日印刷
第3種郵便物認可 昭和27年2月1日發行

The Architectural Association of Japan

2

新建築紹介

市立池田病院.....	1
NHK池ノ上家族寮.....	2
アメリカの住宅.....	3
オーストラリアの住宅.....	4
イタリアのアパート.....	6

記事欄

建築と設備の新動向.....	大 倉 三 郎	7
日本學術會議報告.....	坂 靜 雄	9
建築行政のメモ.....	越 智 隆 晴	11
建築基準法圖と説.....	西 野 久 左 衛 門	16
住宅問題散見.....	山 地 英 雄	18
建築積算便覽.....	川 村 純 之	21
會 務.....		20

1952

Vol. 33

日本建築協會

HITACHI

近代ビルに好評の



日立エレベータ

各種 エレベータ
電動階段
ダムウエータ

日立製エレベータは勿論舊日本エレベータ製造株式会社製のもの 舊 A. B. See 会社製のものの保守や修理も御引受け致します。

設計資料其他御入用の節は最寄の営業所へ御照会下さい。



東京 大阪 名古屋 福岡 仙台 札幌

日立製作所



事実が示す期界の名声赫々たる
ゴム質優秀、光沢美麗、色彩多量
耐久力絶大、足触快適、施工誠実

桜ゴム床材

責任施工

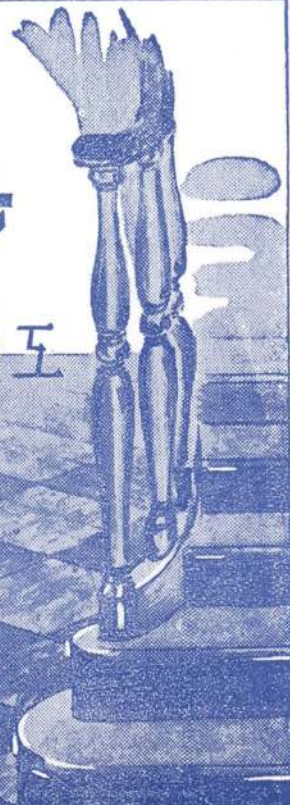
ゴムマット 1M × 12尺
ゴムタイル 1尺角・5寸角
階段マット 185CM × 28CM
ゴム製ノンズリップ

大阪市東区備後町三ノ四

櫻物産株式会社大阪支店

電話 北浜 代表 6945
6946 ~ 6949

本社 東京・営業所 福岡・札幌



會 告

建 材 審 査 の 件

予而申出のあつた平安瓦並ナニワ瓦審査の件は悦意調査研究中の所本年一月十一日審査会の結果本委員会の規程に従い下記の通り証明書を発行した。

優良 証 明 書 昭和26年度第2号

1. 品 名 新型実用新案平安瓦
1. 製造社名 合資会社佐村木商店

昭和廿六年十一月二日提出された資料につき本会建材審査委員会に於て審査の結果
在来日本瓦の改良に創意を加へられた此型式は別記特徴により優良と認める。

昭和26年1月11日

特 徴 概 記

1. 安定度が大きい
2. 葺上げ重量が軽減される
3. 雨水の逆流に対する考慮が拂はれている
4. 水谷の深さが大きい
5. 風災の防止に役立つ

以 上



社団法人 日本建築協会 会長 竹 腰 健 造
日本建築協会建材審査委員会委員長 置 塩 章

優良 証 明 書 昭和26年度第3号

1. 品 名 ナニワS瓦
1. 製造社名 ナニワ瓦株式会社

昭和廿六年十月八日提出された資料につき本会建材審査委員会に於て審査の結果
此型式は別記特徴に依り優良と認める

(別記特徴は上記平安瓦と全文同一である)

以 上

昭和26年1月11日

社団法人 日本建築協会 会長 竹 腰 健 造
日本建築協会建材審査委員会委員長 置 塩 章

尙目下審査中のものやよい防火板、ウカ液防水剤、田島石綿ルーフィング、アスタイル、補強金物サツポート、朝日浪形特製スレート、防火塗料マキシタイト、最近申込のヤハズラス等あり新旧資材の向上発展のため多数審査申込を歓迎している会員各位に於かれては証明書交附品の一般周知方と同時に御関係の建材業者が本委員会受審される様御協力お願いします。

日 本 建 築 協 会 主 記

會 告

潜 函 工 法 映 画 観 賞 会 開 催

昨年末本会主催の第一生命ビル建築潜函工事現場見学会に多数の御参集を頂き厚く御礼申し上げます。さて今般、竹中工務店より潜函工事の映画を御提供下されたので此の際、更に会員諸氏の御研究に一段と有意義を加へるかと思ひ、又現場見学会の時は非常に騒音なる為め充分に説明が聞き取りにくい点もあつたと思うので此等を補う意味に於て再び趣意を変へて開催する次第であります。尚お映画会場は昨年11月竣工の清新なデザインになる大阪市警視庁クラブで大阪に於ける新建築の一つでもある建物の〔設計施工竹中工務店〕見学も兼ねる意味で、特に此の場所を選びました多数の御参加を希望する次第であります。

1. プログラム「潜函工法に就て」竹中工務店設計部長 日野勝好氏講演後映画「潜函工法」映写時間約50分

2. 日 時 2月14日(木) 夕5時、時間厳行(特に会員諸氏の御都合を思い此の時間に致しました。

一部会員の声に依れば日曜、休日、に此の種の会合を催すようにとの事に対し、種々労働基準法等に依り不可能な為め実施に至りませんが将来なるべく御希望に添うよう努力致します。)

3. 集会所 大阪市警視庁クラブ、(市電、馬場町下車旧日赤跡ニユージャパンの隣り、会員章はお忘れなく)

4. 会 費 50円(申込と同時に払込の事、会場受付はお断り致します)

5. 申込締切 先着順150名迄満員次第〆切

6. 潜函工法と映画に就て 従来の地下室構築における一般掘鑿工法はその施工に当つて幾多の危険と日時、冗費を伴うものであり此れらの解決策は学界・業界の大きな課題として各方面で考究されていましたが、此れを合理化したものが昭和14年9月「地下建築物の沈下工法」として特許を得たる「竹中式潜函工法」であります。

戦前各所に本工法を実施し又幾多の実験試作と研究を重ねられたが戦後関東・関西両地域に於ける最大の建築物である東京日比谷の日活国際会館・大阪駅前の第一生命ビルディングは共に本工法によるものであり、その地質と建物の形状施工法に於ても亦新しい分野を拓いたものであります。

本工法は独り建築物の地下室に用いられるばかりでなく浄化槽、貯水槽、橋台、地下鉄突堤岸壁、其他地下倉庫、地下貯油庫の建設にも低廉安全、短期等の合理性をもつて充分に応えられるものであります。

尚お本映画は昭和13年竣工の銀座会館ケーソンと昭和23年竣工の日活国際会館ケーソンが映写されます。

菊 正 宗 酒 蔵 (嘉 宝 蔵) 見 学

菊正宗醸造元本嘉納商店酒蔵見学会下記要領で開催いたします。

1. 日 時 2月16日(土) 3時、晴雨不問

1. 集 合 所 本嘉納商店(阪神魚崎下車東浜へ徒歩約五分)

1. 見 学 鉄筋コンクリート造嘉宝蔵(大林組施工)建物並一貫作業に依る酒造状況

1. 会 費 壹百円也、申込と同時にお届けの事

1. 申込締切 十四日迄会費と共に申込み事但予定人員に達した時先着〆切

○本見学は准会員を除く、○代人及同伴絶対お断りの事
○会員章必ず着用の事○人員制限あり当日飛入お断りの事

以 上

日 本 建 築 協 会 会 勢 委 員 会

定例午餐会

(毎月第一木曜)開催の件

会員各位が時々一堂に会し懇親を深め意見の交換をなされる事は尤も有意義と考えまして試みに一月十四日第一回開催いたしました。約50名の参加を得盛会でした。今後下記により定例午餐会を催します。此機会に於て私共の念願しております総合部門電気部門管工部門建築材部門技術部門(建築士並一般技術者)より多数御出席を得意見の御発表や何かと御歓談あらん事を熱望いたします。京都、兵庫、和歌山の近接支部よりも出来る限り御繰合せ御出席方待望いたします。

◎毎回全会員に通知発する事は数万内を要し経済的に許しませんので此会告を御記憶の上毎回前日迄に御申込み願います。(予定変更其他特別事情発生時は別途周知いたします) 当分は職場或は委員会其他右会合に連絡す

る外個人宛の通知は差上げかねますので下記要領特に御留意の下さる様重ねて願います。

二月以降定例午餐会

1. 日時 毎月第一木曜十一時半集合
1. 会場 ニューオーサカ市内梅田新道交叉点 同和ビル(元共同火災)七階
1. 会費 ¥560.00 なるべく申込と同時に払込みの事
1. 申込 毎回定例日前日迄ハガキ電話○其他方法で、二月は二月七日(木) 朝日ビル事務所(北浜1334番 天神橋分室東361番)へ御申込下さい 日本建築協会主記

パンフレット出版予告

曩に特殊建築物についての関係法規索引発行大方の好評を博しているが二月以降の出版企画として下記予定している、発行後は是非一本を座右にされたい。

1. 空気連行剤について
専門記事と異なる建築家の立場から主として施工面よりの観点等
2. 新しい防水工法について
セメント、アスファルト防水の新旧工法
3. 合成樹脂について
建材中の花形プラスチックスクリライト、最新発

明のメラミン、塩化、醋酸、硬質各ビニール材を主材としたもの。

4. 衛生工事
排水と通気管、給水給湯、消火設備、汚水浄化、改良便所、器具材料等。
5. 昇降機
太さ、種類、速度、積載量、台数撰択評準、ハッチの太さ標準マシナルム、扉の種類等。詳細は逐て発表。

登録商標



佐久間式

日新のマルエス印
ルーフィング

世界的最高級品
輝く30年の結晶は藍綬褒章受賞

製造販売並に工事施工
耐酸アスファルト工事専向

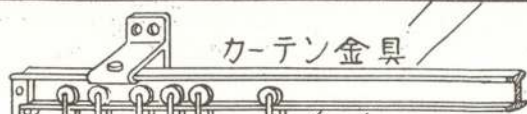
大阪市西区新町北通一丁目四〇

日新工業株式会社大阪支店

電話 新町(53) 2631
6388

本社工場 東京都足立区千住東町九三

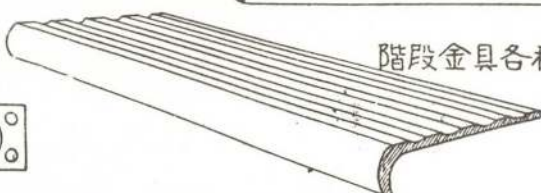
△ アルミ平浪板



カーテン金具

打抜金網

戸車用レール 各種



階段金具各種



コーナー金具

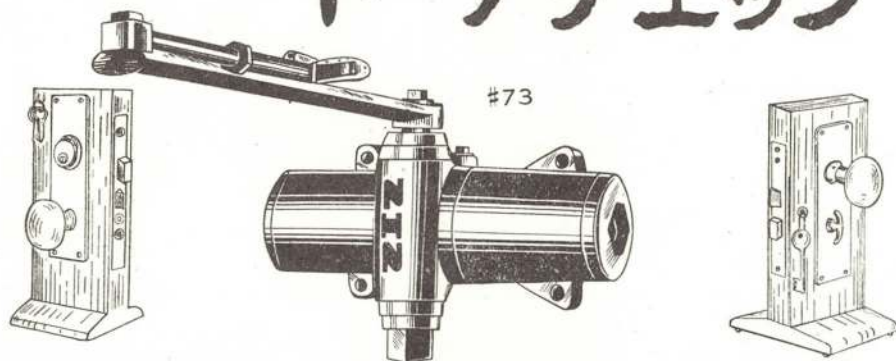
目地棒

ジョイナー

安田レール株式会社

大阪市北区真砂町二四・電話 堀川(35)2942・3119

故障絶無の (NHN) 優秀品 ニツカナ ドアチエック



#73

發賣元 日本金具製作所

代理店 株式会社 石倉商店
大阪市南区長堀橋筋二ノ一
電話南(75)5713番

立野一郎商店
大阪市南区笠屋町三七
電話南(75)5392番

松本金物株式会社
大阪市南区西堀町一六
電話南(75)1572・1573



市立池田病院

位置 池田市城南町93

設計及構造 京都大學

生活科學研究所建築部

施工

主体工事 松村組

電気工事 壽電氣

衛生工事 桐田商會

暖房工事 三晃商會

升降機工事 日本エレベーター

延面積 117,422坪

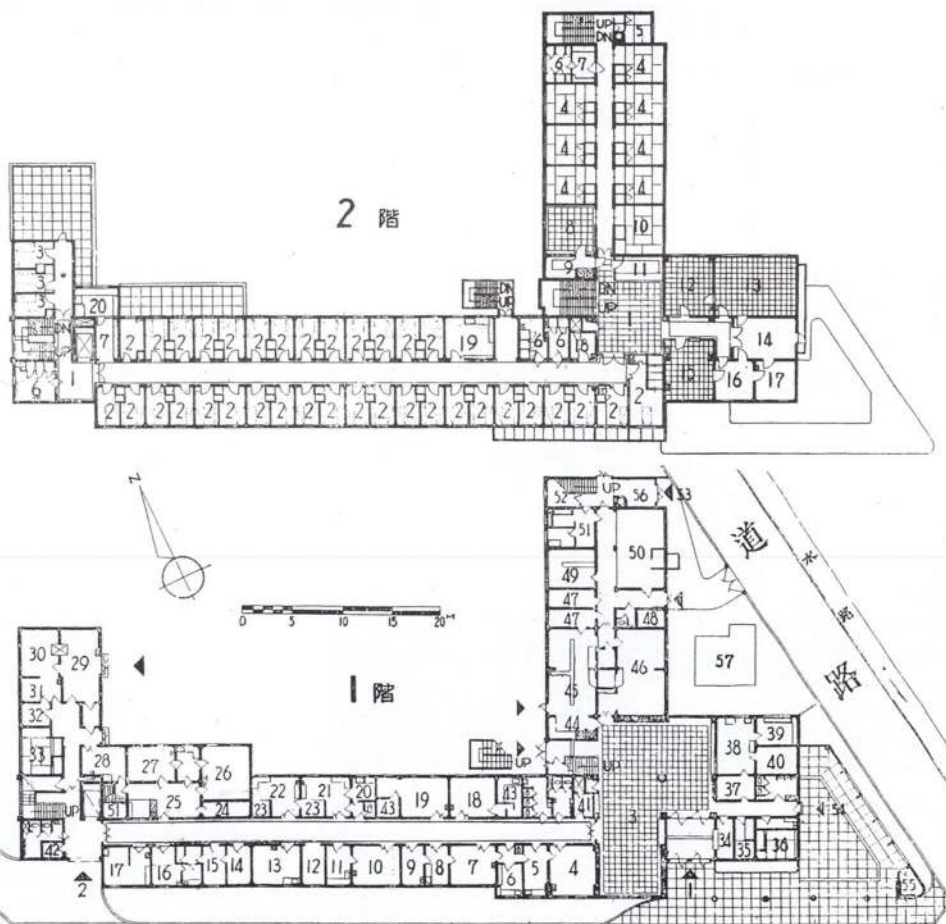
病室 床敷81床
(個床73,大病室8)

工費 78,275,000円

平面圖說明

1階 2.入院車及救急車入口 3.患者待合室 4.内科診察室 5.内科處置室 6.内科小兒科検査室 7.小兒科診察室 8.處置室 9.小兒科隔離室 10.齒科治療診察室 11.技工室 12.待合室 13.耳鼻科診察處置室 14.婦人科待合室 15.婦人科外診室 16.婦人科内診處置室 17.産室 18.X線室 19.眼科診察治療室 20.検査室 21.外科診察室 22.外科處置室 23.恥室 24.器械室 25.準備室 26.大手術室 27.小手術室 28.病理解剖室 29.未消毒室・機械洗濯室 30.既消毒室 31.裁縫室 32.既消毒倉庫 33.靈安室 34.下足室 35.電話交換室 36.宿直室 37.會計室 38.調剤室 39.注射藥室 40.藥品庫 41.案内所 42.受付 43.暗室 45.厨房 46.外來者食堂 47.食料

品倉庫 48.炊事事務室 49.電氣室 50.ボイラー室 51.浴室 52.面會室 55.守衛 56.玄関
2階 2.病室 3.準隔離室 4.居室 5.婦長室 6.便所 7.洗面所 8.看護婦食堂 10.作法室 11.賣店 12.醫局 13.院長研究室 14.應接室兼會議室 15.事務室 16.事務長室 17.院長室 19.看護婦詰所 20.碎氷仮炊室





NHK池ノ上家族寮

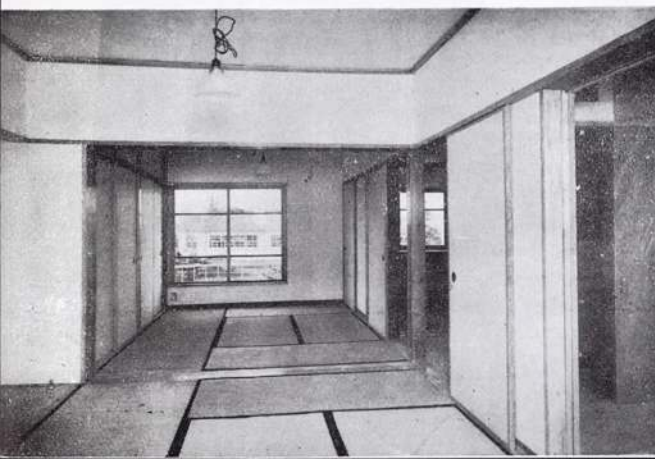
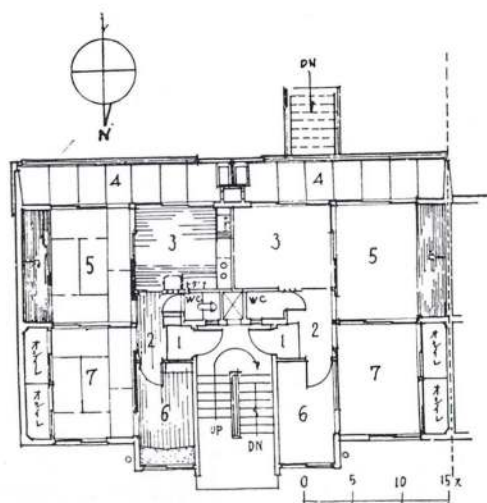
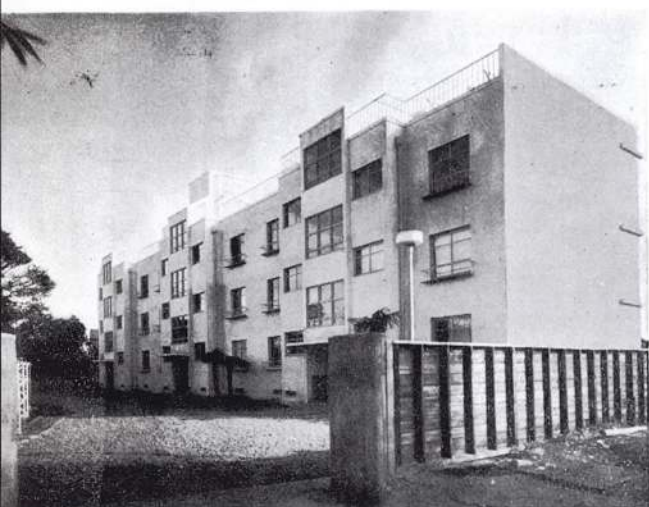
位 置 東京都世田ヶ谷区北沢2-35
 設 計 日本放送協會營繕部
 施 工 古久根建設株式會社
 延面積 374.018坪
 構 造 鐵筋コンクリート壁版構造

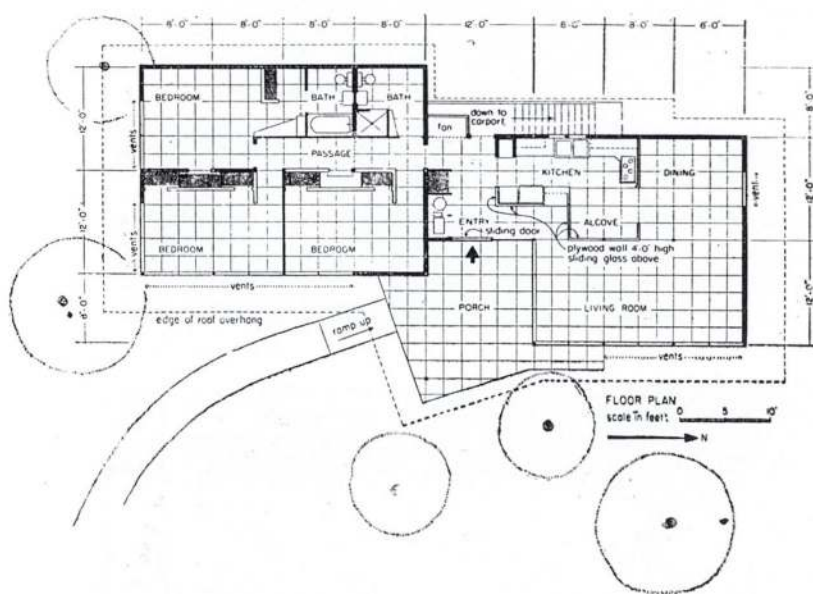
設 計 主 旨

台所を家事室として主婦の活動分野全般に渉る部屋として機能を擴張し、南側に設け炊事、食事、家事を一室ですませるようにした。南側ベランダの洗濯槽は洗面も兼ねる。

平 面 圖 說 明

- | | |
|--------|--------|
| 1. 玄 關 | 5. 居 間 |
| 2. ホール | 6. 子供室 |
| 3. 厨 房 | 7. 寢 室 |
| 4. テレス | |





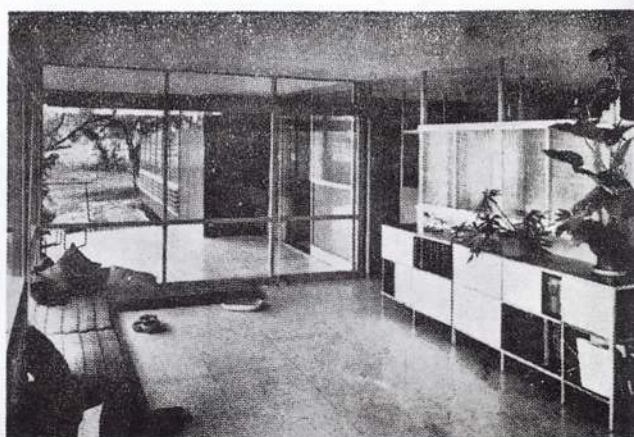
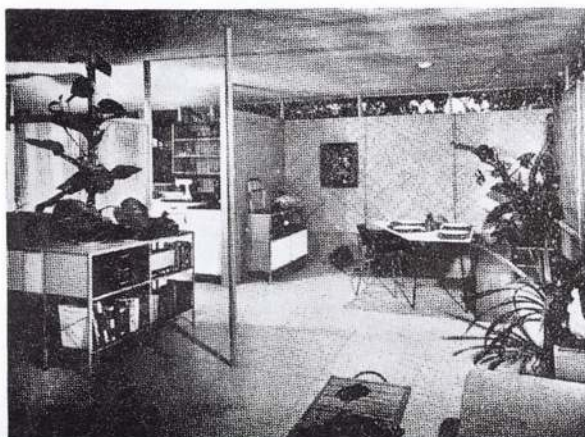
アメリカの住宅

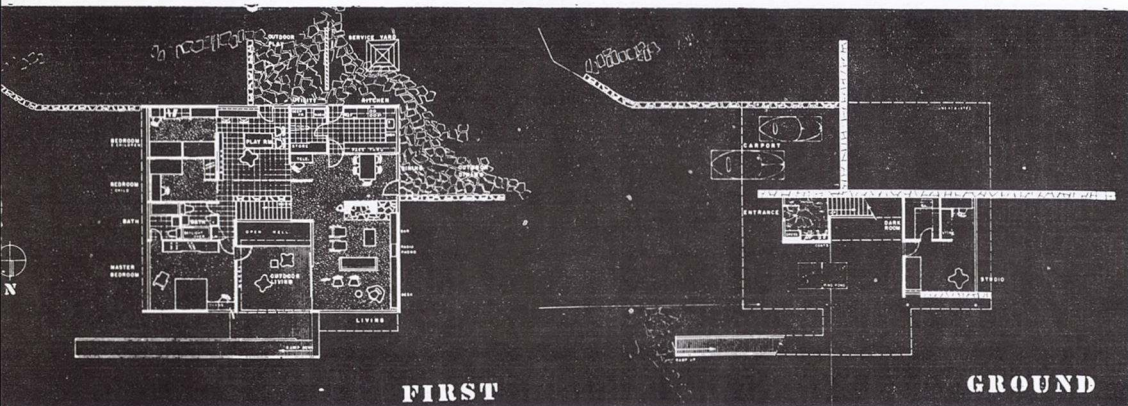
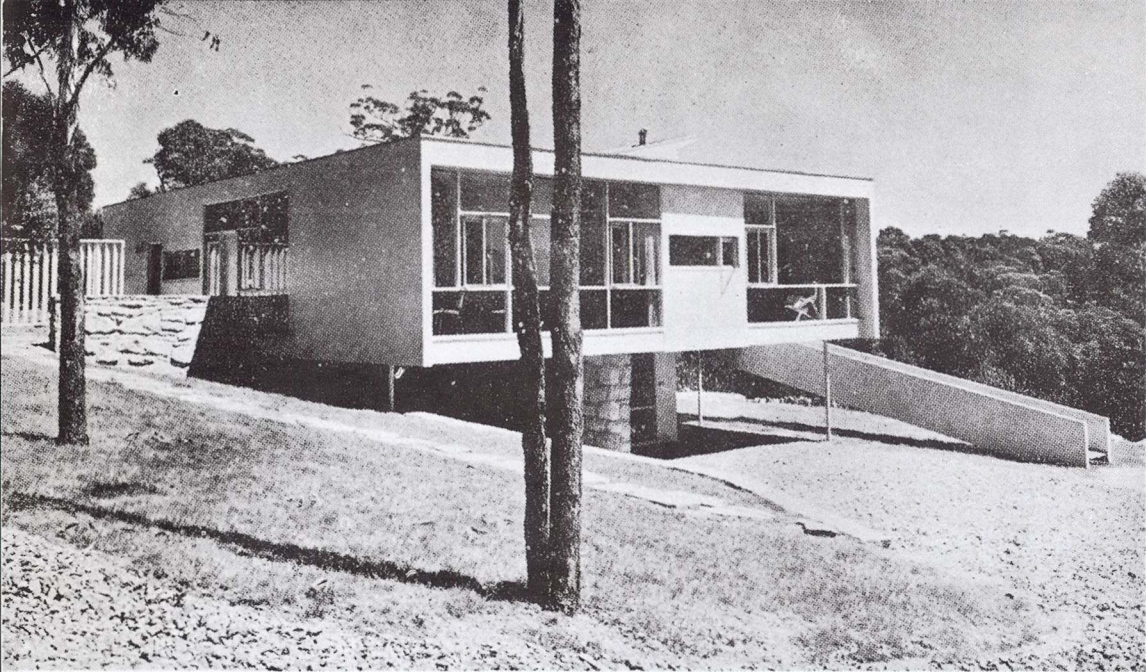
所在 San Antonio, Texas

設計 Milton Ryan

柱は僅か直径1吋半の鋼管である。
床と天井は2吋×8吋のジョイスト、
基礎はコンクリート。屋根はメタル
ラスにピッチと碎石を塗りつけたも
の。外壁は断熱フェルトを挟んで兩
面からレッドウツドのベニア板を貼
っている。プランは居間台所部分と
寢室部分を分けた最近の傾向に従っ
ている。軒は4呎もあり、ポーチは
戸外の居間の役を果たす。

(Magazine of Building, Oct.
1951)



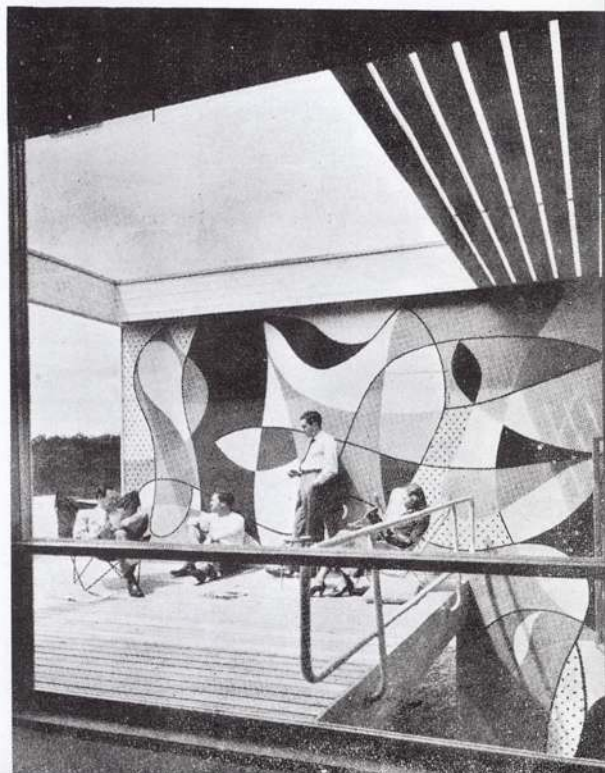
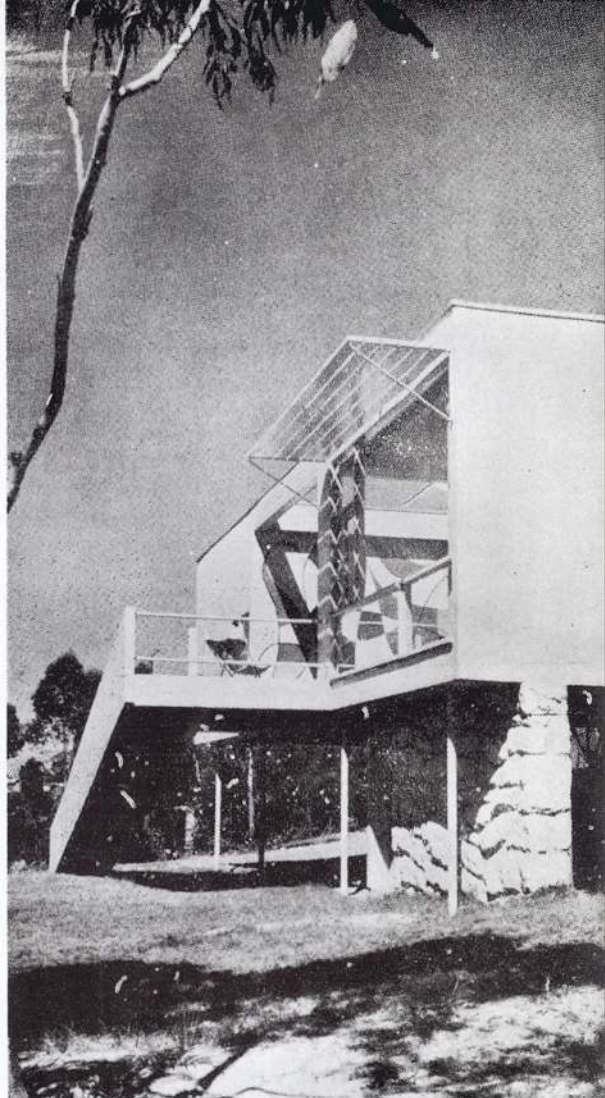
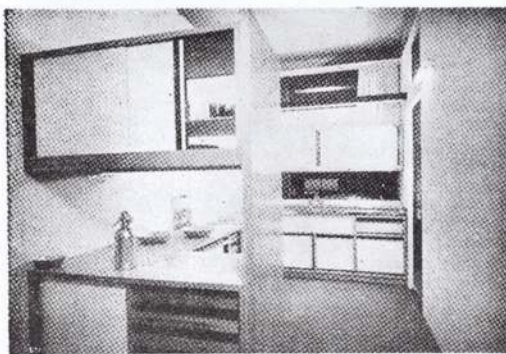


オーストラリアの住宅

建築家 Harry Seidler

前頁共オーストラリアのシドニー郊外の住宅である。斜面を利用して建てられ、主要な室は2階にある。2階平面は寝室部分と居間台所部分が東西に分けられ、それが南側中央の遊戯室で結ばれている。戸外居室が北側中央にあり、全平面の中心は光庭となっていて、1階の採光に役立ててゐる。プランは仲々巧妙である。石積砂岩、柱鋼管、床コンクリート、外壁堅羽目板貼。

(*Art & Architecture*, Nov. 1951)



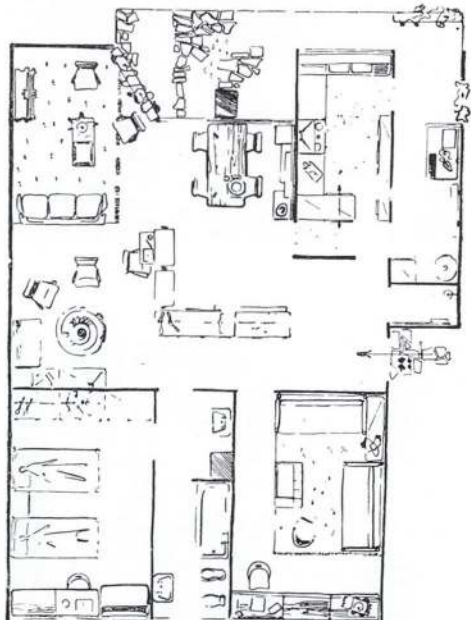
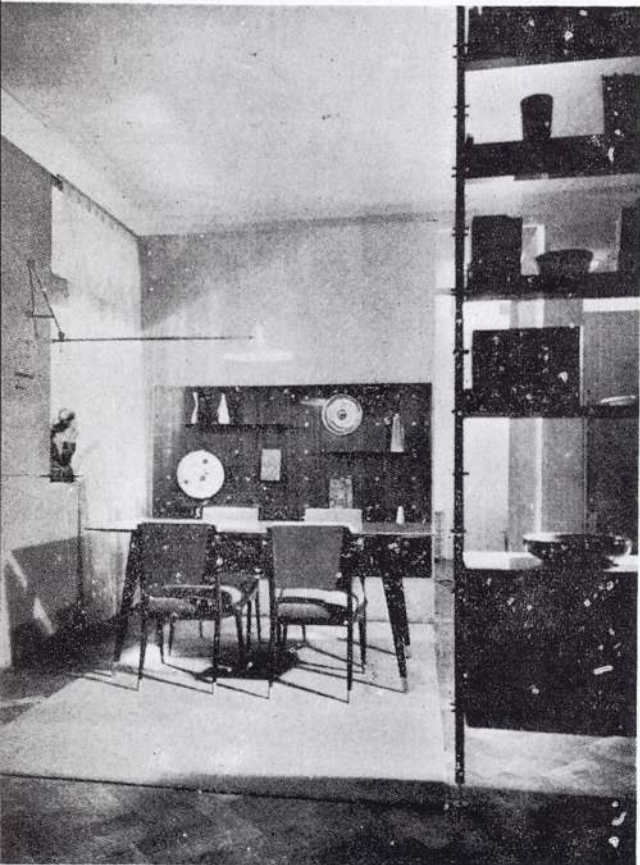
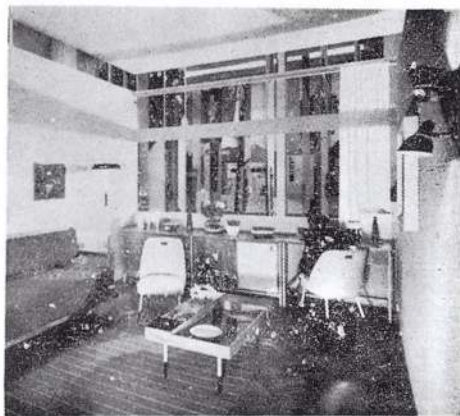
イタリアのアパート

建築家 Carlo Pagani

イタリアの建築は最近餘り紹介されていない。

それでこのミラノのアパートを御覧に入れる。
外観は寫眞がなくて判らないが、室内は相當に
ぜいたくなものである。プラン中央の簾筒がよく
利いていて間仕切壁の代りをなし、これで居
間部分と寢室部分を區別している。尙 Art &
Architecture の記者はこのアパートの家具が
高級品であるにも拘らず大量生産的形態をもつ
ていることを注目している。

(Art & Architecture, Nov. 1951)



建築と設備の新動向

大 倉 三 郎

建築と設備との関係は、古くして又新しい、普遍的で又特殊な問題を含んでいる。最も常識的な光や水の問題であると共に、又高度の機能や建築環境に関わる問題でもある。建築の課題や又要求が千差万別である如く、これも亦頗る多様性をもっているが、何れの場合も、建築と設備とのつながりは密接である。高度の設備になるほど建築と密に融合し合ひ、それは両者の性格上、近代建築に必然の姿であろう。建築を車体とすれば、設備は車輪である。一方がなければ他方は生かされない。両者によつて総合が成立する。この意味で設備は建築の部分であり、一肢体である。と考えてくると、設備には直接縁が遠いから、と言えなくなつてしまつた自身を見出して、求められるままに一文を草する次第である。

一口に建築設備といつても、今日その定義の示す限界は明瞭でないものがある。

まず、初歩的段階では、せいぜい水、電灯、ガスの利用が一切で、生活最小限の生理的需要のやうやく充てるに過ぎない。その要求は原始生活のそれと殆んど変りはない。それら配管配線に止まる間は、設備の限界は明白である。しかし、通風換気や掘込こたつ、風呂釜の領域になると、建築の部分に近づくし、建築的考慮と切離しではあり得ないことになる。家具も装飾の類と亦設備の一領野と考えられるが、建築と固定的に一体となつてしまうと、その限界に困る。移動式の家具類と固定的のそれとは、その形式や品質の上で、從來とかく矛盾が起り易く、建築家の悩みの種をまいた。

吾らの住の回りは、殆んどこの初歩的段階を出でず、設備はいつも、遠慮がちな消極的存在に止つてゐる。しかし、それでも建築との機能的調和や、有機的つながりが望まれることに変りはない。

中間的段階になると、光、水、熱、空気を対象とする生活の活動的要求と建築内部の環境意欲を充足する有機的施設として、設備は積極的に登場する。ここでは何よりも先づ、機械的装置が目される。大方の建築物に利用される照明、衛生、暖冷房其他の各種器機装置は設備の代用語といつてよい。

しかしこれらは尙、一面から考えれば、建築の附加物に止まつてゐた。それは既定の建築に水や蒸気、空気等を供給する機械そのもので、建築とは遊離した附屬的存在でしかなかつたのである。ラジエーターは窓下の邪魔物扱いされ、照明器具は埃をかぶり、ファンは騒音をたてて室をかく乱する。設備がこのように建築に附加された

機械である間は、設備の定義も自ら明瞭である。

ところが、設備の進歩が、新しい効用を生み、応用範囲も拡充されてくると、建築機構そのものに近づき、これと一体となつて、その占める領野も著しく重大さを増してくる。パネルヒーティングはそれ自身、暖かい壁や床を生み、空気調整は気候そのものを造成し、光築によつて建築の表現は効果を増した。そして設備は建築の一肢体にまで高められつつあるのである。

しかし設備の領域は、この種建築に応用された機械にのみ限定されない。自然の要素を建築機構的に取入れ、又は隔絶し、効果的に処理する問題は、機械的装置の有無に拘らず、又これと連帯するか否かに関せず、設備の重要な一分野であるといわねばならない。これは主として、採光、換気、日射其他の建築環境に関する計画面の問題で、建築の機能計画とは直接その目的を異にするとはいへ、これと密に交流していることは否めない。

今日建築学の分野の中に、計画原論の一部として、この種環境計画をとり扱う組織が見られるのも、その当否は別として、建築計画と切離し得ない一面を語つてゐるものといえよう。自然の要素を全く遮断して、特殊の目的に、孤立的環境を造成せうとする、例えば無窓工場の如き、その機械的施設の計画そのものは、専ら主導的位置を占める設備の独専場として、明白に限定づけられるであろう。しかしそこでも、全体計画からいつて、設備計画が、機能計画と無関心であり得ないことはいうまでもない。家具と亦建築と密接に機能的つながりを持つべきことも、計画上当然のことである。

かくして、建築設備が近代の建築機構にもつ役割は次第に大きくなつてきている。建築的雰囲気は、これによつて補われ、高められ、快適と能率と意匠上の一步前進がプラスされてきている。

高度の段階では、何がこれにプラスされるであろうか。

元来近代建築に、電氣器機類や暖冷房等の機械的設備が、組織的に応用されるに至つたのは、略々近代の機能主義的建築の発展と、その軌を一にしていると考えられる。機能主義建築が、近代的機能の完璧な充足を目標として、その尖鋭な感覚の形態化をねらつた時、最新の科学工業の成果や、合理的技術を、極度に建築に応用しようとしたことは、必然の成行きといわねばならない。それによつてその建築の目的は、高揚され、その表現は効果づけられたからである。

一方これとは逆に、この種科学的施設が建築計画の上に及ぼした、新しい影響も亦、見逃すことの出来ないところである。エレベーターやコンベヤーは階層の観念を打破つたし、空気調整は壁面の取扱いを一変し、又螢光灯の登場は照明方式を革新した。このことは近代における構造の発達が、その合理的必然性をもつて、建築に新しい機能、新しい可能性を約束せしめたことと軌を一にしている。

又これは単に機械的設備の応用に止まらず、これと併行して、純建築的取扱いの上にも厳密な科学的吟味と対策が要求されてきたことも明かである。そして建築のこの主導原則が、機能的計画と同時に、意匠的取扱いをも、意識するとしなないと拘らず、強く左右せしめる力として現れてきたのである。そこに機能的建築の立脚点があり、そこに盛られたものは、それを背景とする近代的感觉であつた。それは自然科学的要素を多分に含んでいる点において、近代の様式にまで発展するの可能性をもつていた。

唯に機能主義建築に限定されず、所謂折衷式又は感覺主義的な建築にあつても、近代の建築が、その程度を異にこそすれ、多少ともこの種科学的要素に眼をそむけていることは出さない。この主導原則は現代建築の一つの低音層とさえ考えられる、演者によつて夫々のメロディの表現を異にしても、その基底を流れる機能性、科学性のリズムは不変なのである。

更にこれに調子を加えたものに、新しい建築材料の出現がある。グラスブロックや断熱ガラスなどは、採光性の絶縁壁体を構築し、吸熱ガラス、グラスファイバー、サンドイッチパネルなど、熱や音を遮閉して、気候構成に与かり、或はプラスチック、軽合金、螢光放電灯、ルーバー照明その他種々の新材料は、新工法を促がし、自然エネルギーの選択を可能ならしめると共に、引いて建築表現に新しい意味を齎しつつある。元よりこれらは猟奇的な贅沢の対象たるものでは勿論なくして、機能的目的の上に実用化されるところに、本来の意義をもつことはいふまでもない。と同時にその隙間のない実用は、一方心理的形式感にもつながっていることを注意せねばならない。そしてその利用は設備の意味をもつと共に、建築自身のものでもあり、両者の限界は判別し難い。

かくして、中間的段階においては、建築に従属的な位置にあつた、少なくとも建築と別個の附加物としてあつた設備が、今や建築の中に取り入れられ、融合され、建築そのものの効果の中に参与してくるようになった。そして今日の建築にはその全計画画の上で、設備の処理の占める役割は著しく拡大されてきた。むしろ建築と切離し得ない主導要素として登場しつつ、意匠的分野にも新しい意味を獲得しつつある。言葉を換えれば、物理的、生理的な効用性から心理的な形式感情の造成にまで進んで

きたと言えよう。

このような建築と設備との関係は、建築の表現の上に新しい一つのテーマをプラスしつつあることが見出される。

即ち建築の空間表現は従来主として視覚を中心とし触覚、空間感などと、僅かに視覚に依存した映像に止まつていた。これに対して、新しい機能による光の方向性、散光性の組合せや、色光の交錯による快い立体感の構成これが仕上面の温冷や粗密、平滑等の触覚感と交叉するそして新しい視覚層を約束する。更に室内の温、湿、静動、香気等の空気感は全体的環境をかもし出す。四季を通じて飽滿に調整された新鮮な空気とその芳香は、生理的、心理的に、生活の全体感に奉仕されるわけである。聴覚の範囲も亦、音調節のみならず積極的に環境感にプラスされることも考えられるであろう。元より造形的機能は完璧に満足されている。

建築表現がこの種全体的感覚に一次的に直結していると考えることには、尙疑問の余地がもたれるけれども、生活感情がその表現の基調的要素と考えられる以上、この新しい傾向は注目せられなければならない。

アメリカの批評家、ダグラス・ハスケルは、新しい建築の傾向について“物理的環境を調和させる芸術”としこれを“環境芸術” environmental art と呼んでいる (Arch. Record, VI, 1948)。“吾らは新しい何物をも視るのではないが、あの生に満ちた活力のより高い感覚に満たされる”と。又“センチメントは生れるもの、設計されるものではない”とさえ含蓄の言葉を与えている。

この種全体的環境感なるものは、凡そ自ら体験せなければ会得し得るものでないから、写真や文字による想像の上では、筆者の如き全く語る資格は皆無である。しかしユートピアの夢想を許されるなれば、この段階になるともはや設備という概念は霧散してしまつて、機能という意味が著しく拡張され、建築という巨大な統合的楽劇の一つの主導モチーフとなつてしまふかに見える。

19世紀の中葉に偉大なワグネルの楽劇やベトウフエンの交響樂が、バロック式の豪華な劇場で、しかも僅かに唯一の設備たる脂燈明やローソクの煙ゆらめく灯の下で演ぜられた、あの超人的な綜合芸術に思ひをはせる時、一世紀の時代の烈しい転換に今更驚かされるのである。そしてそのあり方こそ異なれ、あの綜合芸術は、又現代の調和の環境の中に、新しい再生が約束されるのではなからうか。たとえその表現が、最近のアメリカに見られるような、視覚的には自然に近づこうとする、新ロマン的であろうと、又新感覺的であろうと、現代の綜合技術的基底層の上に築かれてこそ、視覚の遊戲から脱し得るのである。そして機能主義建築も亦、そこに新しい反省と進路を見出すことが可能ともなるであらうか。

(筆者 京都工芸繊維大学教授)

日 本 学 術 会 議 報 告

坂 静 雄

日本学術会議の性格に関しては第1期及第2期の会員選挙に関連して有権者各位に周知されている筈であるし、ことに第2期会員選挙の時には有権者登録に先立つて選挙管理会から「日本学術会議とは何か」というパンフレットが研究者の手許に届いている筈である。然し乍ら今日でも有権者の資格のある者でなを学術会議がどんなものであるかをよく知らぬ人々が多い。そこで日本学術会議では時々地方で有権者との連絡協議会を開いて有権者の声を聞く機会を作ると同時に学術会議の活動の報告と宣伝をする。学術講演会を同時に行う事もある。これ等の企劃は大体各部が独立にやる事が多く工学関係は第5部である。会長副会長は部の企劃の会合にも出席されることが多い。第5部では本年10月上旬新潟で、又11月中旬広島で有権者との懇談会を開いている。今後あるべき之等の会合はなるべく多数の有資格者の出席せられん事を希望する。

日本学術会議其のものの周知に関して最初に記したので本来の使命に関しての記述が後れて恐縮であるが、日本学術会議法(昭23.法律第121号)に明示してある通りわが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を計り、行政産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。但し日本学術会議は以上の目的を達する為の施策を実施するものではなく、施策を審議するだけである。此の審議する問題は科学技術に関し政府が日本学術会議に対して諮問した事項と日本学術会議が自らの発議で政府に勧告せんとする議案の2種に大別することが出来る。政府からの諮問に対しては関係する部又は委員会に回付し、新しい重大な問題なら委員会を作つてそこで審議し、回答の原案を作つて運営審議会が総会で更に審議して回答することになる。日本学術会議自らの発議である場合の発議者は運営審議会、部合、委員会、研究連絡委員会又は会員個人である。会員外の有資格者の発議は地方に於ける有権者との協議会或は其の他の機会に会員又は委員会等に申出て議に上せるのがよいと思ふ、勿論有資格者個人が会議に対し意見を申出られるのは差支なく、或る問題では提訴といふ形で会員外から意見を申出られた例がある。之等の発議を政府に勧告しようとする場合は部合、委員会にかけて審議し運営審議会又は総会で最終の決定をする。

昭和24年1月20日日本学術会議発足以来26年9月末迄に之等の勧告、申入れ、要望は33項目、諮問及答申は64項目に及んでいる。申入れ又は答申の結果はいづれも尊重

されているのであるが、日本学術会議が期待したように実際に実を結んだものは必ずしも多いとはいえない。それは日本学術会議の勧告や答申は政府を法的に拘束する力を持たないからである。日本学術機関は審議機関であつて行政機関ではない。1国の行政は一般国民の代表たる国会とそれによつて指名されそれに対して責任を負う政府が行うものであつて、政府や国会に対して独立の職務を行う日本学術会議は行政に対して政府を法的に拘束することは出来ない。諮問の答申や申入れに対し政府は日本学術会議法の精神に基いて道義的責任を感じるだけである。

勧告又は諮問の主なるものを列記して見る。

大学法案についての諮問要請

科学研究機関の行政整理について

学術的図書のユニオンカタログの作成について

大学に於ける聴講、転学の自由について

工業技術開発金庫案について

学術研究に供せられる電力に関する件

防災に関する総合調整機関の設置に就て

国立大学及附属研究所の講座研究費に就て

私立大学に関する立法的措置に就て

科学者の生活擁護に就て

大学院設置基準等に就て

各省関係の応用研究費に就て

文部省科学研究費等の配分方針に就て

鉄道技術研究所のあり方に就て

学術研究成果発表に就て

大学院及び学位に就て

学術情報所の設置について

学術資料の保存並に活用について

是等の諸問題はどれも重要なものではあるが日本学術会議が一丸となつて真剣に取り組む問題としては小さい。多数の小さい問題を取扱ふと徒に委員会許り多くなり煩に耐えないから今後は少数の点に重要な問題だけに限定して行き度いという希望が会員間に抱かれている。

日本学術会議は行政機関でない事を前に述べたが、科学を行政に反映させるのが目的の1つであり、これには科学技術行政協議会(略名STAC)を経由して行われる。STACは日本学術会議と緊密に協力し科学技術を行政に反映させる為の諸方策及び各行政機関相互の間の科学技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議することを目的とする総理府の附属機関である。内閣総理大臣が

会長で其の指命する国務大臣が副会長を勤める。委員の半数は各省次官であり、他の半数は日本学術会議の推薦する学識経験者である。STACの審議すべき事項は次の通りである。

1. 日本学術会議の答申または勧告を行政に反映させる為に必要な措置。
2. 政府が日本学術会議に諮問すべき事項の選定に関する事。
3. 政府が行うべき科学技術に関する国際的事業の実施の方法。
4. 各行政機関の所管に属する科学技術に関する事項の連絡調整に必要な措置。

わが国の科学者の内外に対する代表機関として科学の向上発達を計ることについては先づ日本学術会議が国際学術会議 (I. C. S. V. 即ち International Council of Scientific Unions) の日本代表として加わり、諸外国との文化交流に努力している外、諸分野の国際会議と連絡をたもつ研究連絡委員会を多数設置している。また国際的学術会議に際しては代表を派遣したり代表派遣の斡旋をしたりしている。研究連絡委員会というのは会員及び会員外の関係専門家が集つて作る国内委員会ではあるが外国に国際的機関が存在していること、国内に其の分野の学会又は協会があることを条件として日本学術会議内に作られるものである。其の仕事は研究の連絡促進にあつて、委員会自らが研究費を使つて研究活動をするものではない。これは旧日本学術振興会の委員会と趣を異にし、其の意味が研究連絡委員会なる名称に現われている。

現在ある研究連絡委員会は大部分が理学関係のもので、旧学術研究会議時代の委員会を継続したものである。第5部関係では現在3つあつたと記憶するが国際度量衡単位の研究連絡委員会のように第4部と関連の深いものを除くと力学研究連絡委員会唯一つといつてよい。此の委員会は純力学及び応用力学関係で物理学、応用力学、流体力学、熱力学、土質力学、構造力学等の専門家で組織され、機械学会、物理学会、土木学会、建築学会、造船学会等の推薦した方々が委員となつている。建築学の方では武藤清、坪井善勝両博士と私とが加わつていて、昭和26年11月上旬東京で国内連絡の爲めの講演会を催し、百数十の発表論又は欧文印刷として近く公刊をされる計画になつている。第5部関係で目下設置準備中のものに構造工学研究連絡委員会がある。これは International Association for Bridge and Structural Engineering (Zürich) と連絡を保ち、土木建築両学会及び熔接協会の支援を考えている。

日本学術会議では現在国際的学会のリスト作成及び来年度国際学術会議の開かれるものについて調査している建築方面の国際学会及び国際会議については建築学会に調査を依頼してあるが、会員各位の御関係の国際学会があれば日本学術会議学術課宛其の旨申出て用紙の交附を受けて必要事項を記入して届出られたい。国際力学会及び I. A. B. S. E. については既に処理済で来年度丁度国際会議が行はれるので代表派遣も申出てある。

(筆者 京都大学建築学部教授)

建築基準法施行令の一部を改正する政令

政令第371号で建築基準法施行令の一部を次のように改正する。

第46条第5項の表中を「に」改める。

(6)	土塗壁、木すりしつくい壁又はこれらに類する壁を設けた軸組	を
(6)	土塗壁で裏返塗りをしたもの、木摺しつくいに壁又はこれらに類する壁を設けた軸組	に

改める。

第84条の表中屋根に関する表を下記の如く改める。

種 別		重 量 (単位m/kg)	備 考
屋根	瓦ぶき	ふき土がない場合	65 下地及びたるきを含み、も屋を含まない。
		ふき土がある場合	100 下地及びたるきを含み、も屋を含まない。
	石綿スレートぶき	も屋に直接ぶく場合	25 も屋を含まない。
		その他の場合	35 下地及びたるきを含み、も屋を含まない。

屋根	波形鉄板ぶき	も屋に直接ぶく場合	5 も屋を含まない。
	薄鉄板ぶき	屋根面に つき	20 下地及びたるきを含み、も屋を含まない。
	ガラス屋根		30 鉄製わくを含み、も屋を含まない。
	厚形スレートぶき		45 下地及びたるきを含み、も屋を含まない。

第88条第5項を次のように改める。

5 第2項の表又は前項に規定する水平震度の数値は、建築物又は建築物から独立している煙突若しくは屋上から突出する水そう、煙突その他これらに類するものの構造及び地盤又はその地方にをける過去の地震の記録に基づく震害の程度及び地震活動の状況その他地震の性状に応じて建設大臣が定める基準によつて、それぞれの $\frac{1}{2}$ 以内を減らすことができる。

第112条第2項中「壁又は両面」を「壁若しくは両面」に改める。

第113条第3号中「場合においては、この限りでない。」を「場合においては、その部分については、この限りでない」に改める。

附則第7項中「1年以内」を「2年以内」に改める。
尙この政令は昭和26年11月23日から適用される。以上

建 築 行 政 の メ モ

越 智 隆 晴

建築行政といつても、その一局部の建築基準法を主題として、その行政に携る者の平素の感想から、該法を経に、法の解釈論等を緯に、二三の点をメモしたもので、体系を整えた論文でもなく、主張でもない。行政の初心者か、ドグマを混ぜてものした雑編である。読者諸賢から、いささかなりとも御高教を賜らば幸甚。

臨 機 の 処 置 と は

次の一節は某市警の試験問題であるが、読者の興味をそえられるものがあると思われるのでここに転記する。

「映画『打撃王』の中で、200回出場の輝かしい記録をもつホームラン王ゲーリッグが、ある日試合に遅れないよう全速力で自動車を走らせた。

スピード違反だというので3人の交通巡査がオートバイで追いついて事情を調べると、ゲーリッグであつて、グラウンドへ急いでいる途中と判つたという場面があつたが諸君ならばどうしますか。」という問である。

之に対する答は「有名な選手であるから試合には出場させるが、試合終了後出頭を求めて事情を聴取します。」というのと「スピード違反は、いかなる事情があつても危険であるから認めることはできません。」という強硬論とがあつた。

映画の場合は、3人の交通巡査は事情をきくとすぐに自分等で自動車を取巻き、全速力で球場へ送り届けたのである。ゲーリッグの出場を待構えている数万観衆の心になつて自分達が付添ふことによつて、消防自動車なみの扱いをしたのである。

この場合、これは臨機の処置である、と講師は評している。

さて、建築違反の場合、どのようなケースが上の例に当嵌るかは別として、臨機の処置とは法網をくぐる悪鳥に妥協することではなくて、「違法であつても解決としては妥当な処置」が、ときに「適法であつても不当な処置」よりも、その国民の文化水準や教養の程度によつて社会常識的に納得される場合があるためであろう。

建築基準法は要式主義により確認制を採つているから着工に際して確認申請をして確認を受けなければならないが、やむを得ない事情で確認を受けないで着工した場合それを放置しておくことが、後で補正することのできないような緊急を要するものでなければ、一概に工事の中止を命ずることなく、単純な手続違反として、この疵を確認手続を急がせることによつて治癒させる等はさし

あたり臨機の処置と云えるかも知れぬ。

併しながら国民の文化、教養の水準によつて臨機の処置にも自ら程度の差を生ずべく、筆者の見解では「臨機の処置」とは単に上例のような「機転をきかせる」という消極的意義にのみ解せず、反対に強権発動の場合にも機に臨んで必要最小限度の処置が採らるべきで、建築の基準を實質的に違反した責任者に対しては法違反の行為又は状態の是正については警察責任（形式的意義でなく実質的意義における）の原則から、民事責任及び刑事責任の場合と異り、違反者の心理上の反社会性の矯正を目的としないからその主観的な犯意及び過失を要件としないので、建築違反者の内心の動機はどうあろうとも結果された違反建築物そのものを対象に社会的正義及び衡正の原理に則つて、行政上の責任が課せられなければならないという原則を、無慈悲ながら採らざるを得ないと考えるものである。

建築違反に関して行政上必要な措置を行う上に必要な手続上の注意を茲に序を以て概略を掲げると次の如くである。

行政犯には義務違反の行政罰を課するが、行政罰には形式的には刑法に刑名の定ある罰即ち刑罰と過料即ち秩序罰の場合がある。

刑罰たる行政罰を課するには刑事訴訟法が適用される。秩序罰を課するには非訴訟事件手続法(206・208条)により裁判所の決定を以て言渡し検事の命令で執行するのが原則であるが手数料等に関する過料は条例若くは規則に従い地方公共団体の長が徴収することができ、これに不服ある場合はその者から訴願を提起することができる。

(地方自治法224・225条)

行政犯の成立には犯意・過失を要しないことは前に述べたが、ただ秩序罰の場合にあつては違反者は不可抗力を以て抗弁することができるに過ぎない。

行政上の強制執行は公法上の義務を履行せしめ、又はその履行されたのと同じ状態を実現せしめる作用である違法な建築行為又は状態の是正のための強制執行に行政代執行法が適用され、この場合の手続及び争訟は同法の規定によるが強制力の発動の要件の認定には比例原則を適用すべき注意の規定である。

他方、公法関係における行政庁の側の義務違反（公務員が公務を行使する職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に相手方に損害を加えた場合）に対して、相手方は民事訴訟法により強制執行ができず、民法によ

る損害賠償の請求もできないが、新憲法に基づく国家賠償法によつて公法上の損害賠償を請求することのできる

行政作用の限界について

(建築の許可・確認と土地の問題に関連して)

「他人が土地を無断で使用して家を建てかけているから、差止めて貰いたい。」という苦情相談を屢々受ける。自己の権原に基づかずして他人の土地に建築したとき、正当な土地の権利者と称する者から云えば一種の異議申立である。

この場合「建築敷地」の権利関係に関する問題である以上、それが確認の要件に関する「建築物の敷地の位置」と全然無関係の事項であるとは云えないであろう。然し建築基準法が建築について確認・許可の制を採っているのは、建築の技術的基準を、又用途によつては地域地区制による立地上その他の秩序を維持確保しようとする行政上の目的に基くもので、このような確認や許可について、この法の内在目的と無関係な私法上の土地の権利関係を実質的に審査することは違法とされ仮りに土地を不正な手段によつて取得した場合でもその行為はもつぱら刑罰法規上の問題であり、又取得した土地に私法上の隠れた瑕疵があつた場合でも、それは裁判所の民事作用(民事訴訟法755条等)で解決さるべき問題である。

個人の権利を侵かす行政作用はその根拠たる法の内在目的に拘束されるが、この目的は、個々の法律が全体としての法秩序における一部分を分担してその占める地位を示すものであるから、行政作用がこの法の目的を明かに反するときは違法であることは、例えば、風俗営業の許可は公安委員会の権限であるから、警察法の定める目的(同法の冒頭に掲げている目的及び第1条)によつて拘束され公衆衛生上の必要によつて許可を拒むことは違法であり、反対に公衆衛生関係の営業3法(興業場法・旅館業法・公衆浴場法)による営業許可は知事の権限であるから犯罪の予防を理由として許可を拒むことは違法である。

また建築の防火に関して、建築基準法(93条)と消防法(7条)は建築許可・確認に関する同意についての規定をしているが、これは防火に関する規定を行う上で両法の間に矛盾を生ぜしめないための法的調整を図つたものであるから、建築基準法の防火に関する規定を除いた規定に違反の理由を以て同意を拒むこと等は、やはり法の認めるところでないので違憲の問題を生ずる。

叙上のことは行政作用は法律(その内在目的)に違反することができず又法律に基づかなければ基本的人権を侵害することができないという法治行政の原則に基くもので、建築基準法の執行に当つても、土地の権利関係についてはこれを審査すべき根拠がなく、一応の助言は為すことがあつても、強制的な指導や許可・確認の留保等は「無権限」による無効の権限行使となり違法の行政行

為となる。

要するに、建築基準法にいう公法上の「敷地の位置」或は「建築の場所」という敷地の概念は、民法に規定する私法上の土地の権利関係を包摂した概念でなく、また行政行為は失々の法律に基いて行われるので、従つて敷地に権利をもつ者とは無関係に建築の許可・確認は為されるが、その効力は同時に正当にその土地に権利を有する者の権利をいささかも拘束するものでないと共にその建築に対しては、建築基準法の必要に基く処分に該当するのでなければ、同法を以てしては移転・除却等を為すこともできないのである。

比例原則について

個人の権利を侵かす行政作用は、その権利を侵かす程度が、法律の認める必要の最小限度に止まらなければならない。憲法は公共の福祉に反するとき、国民の権利の取締りを認めるが、原則的に国民は自由の権利をもっているからである。

公共の福祉に基く必要は明文の規定にある法律要件又は法律の内在目的で示されるが、この要件と法律効果としての処分の程度が比例を保つことを要する。即ち秩序の障害と、之を防止するための処分とは、つり合つていなければならない。ということで、外国のことわざでいえば「雀を撃つのに砲を使うな。」ということである。

建築基準法が、法令又は条例に違反した建築物について施工停止・除却・改築・修繕・使用禁止・使用制限等その他違反を是正するために、必要な処分をすることができ(法9条)ここに列挙する各種の行政処分は程度の差があり、工事施行の停止は違法行為防止のための処分で、取締の目的が達することができない場合に限つて適法となり、又除却・改築の処分が法定の処分原因に該当するときにも、行政行為の公定力が確定力に変ずるまでは当然には適法でないことは、行政代執行法(2条)において、義務不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときに限るといふ比例原則に関する注意の規定のあることや、行政事件訴訟特例法で裁判所が一切の事情を考慮して、処分を取消し又は変更することが、公共の福祉に適合しないと認めるときは、違法処分取消又は変更の請求を棄却することができる(特例法11条)と定めるのに徴しても明かである。〔憲法は、広く

仕様書に⁷来⁷お忘れなく

ケンタロウ **ワックス** を!

大阪 東區 ガスビル裏 K K ケントク 電 北濱(23)4905
東京 日本橋吳服橋2の3 光生産業 K K 電 日本橋(24)2539
名古屋 驛前江町2の1 K K ケントク 電 本局(23)4578

行政行為の合法性の審査権を裁判所に認めるのみならず、法令及び行政行為が憲法に適合するか否かを決定する権限まで裁判所に与えている。(憲法8条)

尙また法令に不適合の部分については、用途を定めて使用制限すれば足りる場合に全面的使用禁止することや社会経済事情その他環境の状況を考慮せずして画一的に法を適用すること等も比例原則に反する場合が起り得よう。

行政上の必要と行政権を行使する程度が比例を保つべきことは、比例原則の適用にほかならないが、行政権についてはその発動の程度のほか発動の要件の認定についても比例原則が認められる。蓋し、「工場と煤煙」のように、社会に利益を与えると同時に障害となるのが通常であるから、行政権によりその障害を除こうとする場合はその障害を除く利益と除去により逆に生ずべき不利益とを比較して、一般の社会的評価により忍び難い程度の障害が発生することを要し、又かかる障害の発生が相当の確実性をもつに至つたことを要件とする。

例えば建設大臣が建築基準法によつて、用途地域を指定する場合(法48条)や、特定行政庁が用途地域内の建築物の建築の禁止を解除して許可する場合(法49条)、更にまた違反建築物の建築又はその状態の是正について代執行による強制力を用いるに当つて何が「著しく公益に反する」かを認定する場合(行政代執行法2条)等はこの問題が生じる。

建築基準法49条但書の適用に当つては、更に注意すべき点があると思う。それは例えば住居地域に禁止される業態のもので騒音を発するものをこの地域に計画したとして、偶々その敷地が軌道に接している場合、騒音の障害は軌道があるから50歩100歩だから、その建築を許可しても差支えなからうといった類の意見をよく聞くが、筆者はこの意見には賛成できない。

何となれば、交通機関の騒音は、前述の比例原則から已むを得ない存在であつても、之に便乗して更に騒音を発する建築物の存在を許すことは附近の住民にとつては騒音の二重苦に悩まされることになり、住居の安寧は絶対に保てないからである。

なお、住居地域内に、住宅と工場とが自然発生的に混在する地区での新たな法49条但書の適用については、一層慎重な考慮が望まれる。このような場合に、用途地域の指定の仕方について論議する向もあるが、筆者は寧ろ指定の仕方にも問題の点はないとは云えないにせよ、一層重要なことは法の適用に当つて、上述の比例原則と共に、後述の法の一般的確実性と具体的妥当性を、どのように解釈するかに係る問題であると考えられるものである。

法の解釈について

「数学のえらい先生は、法のえらい先生たちほどには

たびたび間違いをすることがない⁹⁾」と或る学者の対話が載つていたが、このことは行政教習の不完全なわが国の現状では実際行政の方面に対しても当嵌るようである。

論理解釈で法文を概念で分析し、論理でついたり、はつたりして結論を出さなければならないような法は、今でも絶無ではない。それ故に法の解釈の問題は、健全なる行政の運営にとつて初歩的のものであり、同時に卒業的のものである。

建築基準法は新憲法に基くもので、旧法の如く法条を一般的包括的に規定(一般条規への逃避)して後は解釈者の裁量に委せるといつた弊を少くしているの、さきの数学の先生ほどにも間違いを起すことはないと安心しているが、それでもやはり、実際の立法者の人間としての不完全性に加えて、法の規整しようとする対象自体が無限の多様性と変移性を有し、且又、人の思想は文章によつて寸毫の相異なく発表することは不可能である等の理由から、之で完全といえる成文法はないわけであるから、これから先も個々の事案の処理に際して「役所のすることは、しやくし定規だ。」とか「機転がきく」とかの批判を受けるであらう。

而も解釈は、恰のように無限に引延ばされ得べきものでないから「機転がきく」にも自ら限度があり、それが社会の新奇な需要に応じられない場合に「しやくし定規」となり、「法が悪い」となる。

ここにおいて、法の批判の問題に移つて行くが、そもそも、建築基準法は、建築に関する技術的規範をその内容としている。そして建築は、都市計画的にも建築技術的にも、最も進歩した方法によるべきことを規定し、之を行わんとするものであり、この点建築教科書のような観を呈する。

然しながら、法と技術とは混同せらるべきではない。技術的規範を内容とする法にあつてはその目的を達成するための手段として最も合目的と考えられる技術を選ぶものであり、従つて法はこの場合にそれ自体の独自の見地を有するものである。即ちこの場合、建築の技術的規範が法律的価値判断を受け、その結果法律的規範の内容として採り入れられたのであつて、之が結合によつて法の目的を達成せしめようとするものである。

そこで、法が良いとか悪いとかは、法規の解釈が當を得ているか否かの解釈論を超えた法の修正論或は立法論である。これを混同せぬようにしなければならないが、もとより悪法は改正さるべきである。そして、とりわけ平素における建築設計者(行政担当者は勿論であるが)の客観的な事実に基づく建築行政上の意見や討議は将来の国及び地方の行政や立法に多大の貢献をすることも明らかである。

ところが、法が制定実施されても、一向に無関心でいて、個々の建設計画を立てるに当つて、「ここが悪い、

あそこはどうだ」という場面に遭遇するのであるが、このようなことは公務の理解力と批判力の問題で、法は、誰によつて、誰のために制定されるかを弁えぬ人の言である。

とは云え、建築基準法は今や試験期の最中にありとも見られ、この際特に建築設計者から真摯の意見や合理的な批判をどしどし提供されるよう念ずるものである。

さて、法の解釈の方法は、現実には法規を適用するために、その必要を痛感させられるが、以下少しくその常識的な事項についてその概略を述べる。

普通に、法律の解釈といえば成文法規の解釈を意味するといつても妨げない。そして法の解釈の使命は法律制度及び法律規定に現れた法の目的精神、法域の特性を認識すること、即ち立法者の合理的な意志を把握することによつて、法の安定を確保するにある。

それ故、法の適用は、法文をそのまま適用することではなく、法文を解釈して適用するのである。即ち、法の解釈は単純な文理解釈に止まらず、論理解釈或は目的論的解釈が必要であり、法秩序の内部における論理的関係及び法の理念を無視して法を適用すると違法である。

第1に、法律の文字の意味に従う解釈を文理解釈というが条文の文字や字句は、その意義にできるだけ忠実であるべきであつて、法律要件に含まれる不確定概念の文理解釈は経験律に従うべきで、解釈者が任意に主観的意味を以てする自由裁量ではないことに注意を要する。

第2に、法律は、全体として一箇の論理的体系を構成するものであるから、各条文の解釈は常にその法律全体としての論理体系の一部として理解されなければならない。

この立場からなされる解釈を論理解釈という。

筆者註 よく「文字の末に抱泥せずして、法の意味に着眼せよ。」と云われるが、吾々は文字や言葉の不完全なことを知っている。それ故、その言葉を発した主体が、その不完全な言葉によつて、何を云わんと欲したかを常に考えるものである。換言すれば、必然に不完全性を伴う言葉の現実 Sein のみによつて言葉を律することなく、Sollen その合理的基礎によつて判断する。

この原理は、法の解釈についても云い得るのであ

つて、法条又は立法者の心理的意志は缺陷の多いものであるから、当然に、法規の解釈は、法条の表面の文字の意味又は立法者の心理的意志のみで律しないで、「立法者の合理的意志」によつて為されるべきものである。その故に殊更に「文理解釈」と「論理解釈」という区別を付するのは当を得ていない理であるが、一般に説明の便宜上の手段としてこのように解釈上の名称を付している。）

論理解釈の技術に関して重要なのは、類推解釈と反対解釈である。

「馬をつなぐな」という立札を見て、牛はつないでもよいと解釈するのが反対解釈であり、牛もつないではいけないと解釈するのが類推解釈である。そのいずれを採るべきかについては、通常はその規定が網羅的、限定的列挙のものであるなら反対解釈をすべきであり、主要なものの例示的なものであるならば類推解釈をなすべきである。

しかし、そのいずれであるかは法文の字句からだけでは出てこない。その法文の立法の理由を検討して、はじめてわかることである。

類推解釈に関して重要なことは、いかなる根拠によつて類推すべきかという点である。

抽象的にいえば、当該事項についての規定に関して立法者の意志が那邊にあるかを探究して、その合理性を明かにした上で、それと同様の合理性のある他の類似の事項に推し及ぼすのである。「馬をつなぐな」とあれば、なぜ馬をつないでわるいのかの理由がある。その理由が多少とも馬を離れた一般的のものであるならば、例えばその木を動揺させて痛めるとか糞尿をして不潔だとかであれば、その一般的な理由が牛についても同様だとすると、類推することになり、そうでなくて馬を禁じたのがいなくなつたとか蹴るためだけのためなら、牛については反対解釈をすることになる。

類推解釈は結果において条文を拡張したことになるから、拡張解釈の一種と考えてもよいが普通には、拡張解釈は文字の意味に含ませる場合であり、類推解釈は文字の意味に含ませ得ないものに拡張する場合である。

例えば、公民館・寺院・教会・クラブの類は集会所(建築基準法6条・27条等)に含まれるかという場合に、こ

理想的床材料

リノリウム



リノタイル

特製 リノリウム糊

リノリウム・ワックス

東洋リノリウム株式会社

本社・工場 兵庫県伊丹市伊丹五五八 電話 伊丹 1・51・69

大阪事務所

大阪市東区瓦町二丁目 三和ビル
電話 北浜 375・376

東京支店

東京都中央区銀座四丁目 三和ビル
電話 京橋 1701・2564

それを肯定するときには集会所の意味を拡張したという。これに反し、自動車庫と自動車修理工場とは本来別個のものであるから、自動車修理工場を自動車庫に含ませる場合は、車庫を類推的に解釈することになる。

併しながら、確認は法規裁量であつて自由裁量でなく又個人の自由を尊重する建前から類推解釈は一般に慎重に行われることを要する。

例えば上述の馬と牛のたとえを、自動車庫と自動車修理工場の関係におきかえて考えて見ると、建築基準法43条の規定に基いて、条例で、通行安全のための制限を、自動車庫及び修理工場に対して一様に加えたときはこの両者について類推解釈の余地を無からしめるが、同法49条別表(イ)の自動車庫を、自動車修理工場にまで類推できるかどうかは研究問題で、このような場合は有権解釈を求むべきである。

註1 法は、制定されることにより、立法に干与した者の意志とは独立な客観的意味をもつ。法の解釈は神学的解釈と同じく、条文はかかる意味を認識する出発点に過ぎない。

立法者の意志が那邊にあるやを探究するとき、考うべきことは、法の起草に参与した者の意見は相互に一致すること稀であり、利害や主義主張を異にする各派の妥協、相互の譲歩に因る場合が少くない故に、立法資料を偏重すると、結局、立法資料が法規たる結果に陥る。

法の意志は、立法者の心理的意志から独立して存在し、(恰も、聖典の起草が不完全な人間の協同労作で成るものであつても、一たび聖典と定められたときは、これを完全無欠な神の声として解するよう)に合理的意志、即ち、円満欠くる所のない法律秩序の意味を探究することであつて、その意志(合理的意志)は、起草者が、予想しなかつたような変化せる社会的事実から生ずる新たな法的課題に応ずる、適応性と弾力性をもつものである。

次に、法律の有する一般的確実性と具体的妥当性とを完全に調和させることが、法律解釈の使命だと云われている。

「しやくし定規」は法律の本質の一要素だとも云えるもので、元来法律は社会に生ずる万般の事項をある程度

まで形式的に一律に規律することによつて社会秩序を維持することを目的とするものであるから一般的確実性は法律の一理想であることは否定できない。

同時に法律は道徳その他の社会規範とともに社会に生ずる個々の事項を、妥当に規律することをその使命とする。

そして、そのためには「しやくし定規」を嫌つて個々の事件の情理に適つた解釈を要請する。つまり、法律は具体的妥当性もその一理想とするものであることは明かである。

前者に重きをおく学者は、概念の厳正を尊び、文理解釈を主とし、形式的な論理体系の確実性に重きをおき、反対解釈を好む傾向を示す。

(概念法学)

之に反し、後者は、概念の柔軟な相対性を尊び、論理体系についても、実質的な体系の構成に努め、苟んで類推解釈をする傾向を示す。

(自由法学)

一般に、文化の進んだ国民には、法を形式的に画一的に適用するよりも、各場合について情理に適した取扱いをすることに對して却つて納得して満足する余裕をもつので、具体的妥当性を發揮しても、法の確実性が失われてないと言われ、また法律の制定が古い場合や法の不備のためにその法規と社会生活との間隔が多くなれば自由法学の立場を採らないと、具体的妥当性が極度に犠牲にされて堪えられなくなるのである。

法の解釈に當つては、このことを考えて、両理想の調和点を見出すことに努めなければならない。

概念の相対性に就いて

法はいろいろの概念を掲げて、その定義・性質・条件などを説く。そしてその表現は抽象的であり、その必然的簡單性は個別的形式的多様性とニューアンスを払拭し去つている。

「定義」について、このことを考えて見ても、定義は凡ての場合に共通なものを抽象したものであるから、その抽象の際に捨てられたもの(これは、できるだけ例外として存しておくが、そうでない場合もある)が具体的な判断に當つて重要性をもつことも決して稀でない。

即ち、定義は一応の正確さをもつだけで多くの例外があり、例外的な現象が多くなければ、定義そのものも、

東洋の
リノリューム

大阪市東区瓦町2丁目(三和ビル6階)

株式会社 東 工 社 北浜② 377-378

東京都中央区銀座東6丁目木挽館ビル 電話銀座 (57) 3744

リノタイル
アスタイル・ゴムタイル
その他床材一式施工



適当に改定されなければならない性質のものである、ということを経験者は常に念頭におかなければならないと法律学は教えている。

例えば、野球場（甲子園のような）のスタンドに上屋を鉄骨だけで造るとすると、建築基準法に抵触する。（法27条・特殊建築物の耐火構造）

ところで、「耐火構造」という定義について考えて見ると、建築基準法2条の耐火構造、という一般的な定義が、一般的な定義として妥当性を有し、ただ「観覧場の屋外観覧席の上屋」という特殊の問題について妥当性を欠くという場合には、この特殊な問題についてだけ、その意味を変更する（耐火構造の屋外観覧席に設ける上屋の主要構造部の鉄骨構造は火災に対し有効な構造とみなして、コンクリートで被覆しない鉄骨構造を、この場合例外的に耐火構造の概念に含める。）方が法の体系を紊さない点で有益であり、そのように解釈することが適当

だからである。

このように、耐火構造という概念が法律全体に通ずるものとしての意味と、スタンド上屋の構造要件としての意味とを別異に解することを、「概念の相対性」という

実際上の事案について、吾々が自分の概念に従って決するとき、余りに妥当を欠く結論に到達する場合には、吾々は概念構成のどこかに欠陥があるのではないかということについて、更に法制の本質を明かにし、目的論的な反省をして見ることによって、その法域における特別の概念を意識し、如何に取扱いを異にしなければならないかという考え方に到達することがある。このようにして吾々は、法的概念の相対性を明瞭に意識するのである。そして、法律上の概念には常に、こうした相対性を考えなければならないことを、念頭に留めるべきである、とされている。

（筆者 兵庫県飾磨地方事務所建築課長）

建築基準法飄々談

西野久左衛門

大阪の玄関に、不似合いなものがある。梅田界隈のバラック群である。あのバラックは終戦直後、積木のようになたまたま建てられたものだと言った。大きくて15、6坪小さいので5坪程度のものだが、建築物のお粗末なこと話しにならない。その建築物が、この頃、増築したり改築したりするのが目につく。それが皮肉にもこのあたり一帯は防火地域であつて、耐火構造でないとは建てられない。何と云つても大阪の駅前、本来なら大層な高層ビルのように建ち並ぶべきところ、防火地域で耐火構造を求めるのも蓋し当然である。蓋し当然ではあるが、実情はあの通りで改築にもしろ増築にもしろなかなか耐火構造にしない。困つたことである。さきにも述べたようにこの辺は近い将来大きなビルの建つべき所、若しあの小さな建築物を改築とか増築とかのたびに耐火構造にしたとしたら、将来ビルの建築にひいては大阪の発展に、大きな障りとなるかもしれない。困つたものだ。耐火構造にしても困り、しなくても困る。いたしかゆしとはこんなときに言ふのであろうか。

市街地建築物法にも敷地内の空地についての規定はあつたが、新しくできた建築基準法では、その割合が一段と強化された。特に商業地域の外の地域では相当の割合の空地を維持しなければならない。火災の予防とか衛生とか災害時の危険を避けるためには、良い結果をもたらすかもしれないが。大阪のように土1升金1升のところでは仲々難しい相談である。これを守る方も苦勞するし守らせる方も並大抵ではあるまい。その上物によつては

上にも伸びられない。四ツの島に8千万以上の国民が住んで、しかも大都会の真中でこれだけの空地を保持できるとあれば、人口問題あせるに及ばない。

防火地域内にある木造建築物の2階を増築するのはなかなか難しい。なぜなら、防火地域であるから、増築部分は云うまでもなく、耐火構造にしないとはならないが、2階の部分だけを耐火構造にすることは砂上の楼閣を築くに等しいし、下からやれば結局改築に近くなる。改築するほどの金はないし、だからと云つて2階はどうしても必要だと云うような場合があり得るからである。

つい1年ほど前まで臨時建築制限規則があつて、建築物の大きさが制限されていた。大きい家が欲しくても建てることを禁じられていたのである。だからその禁が解かれるともう少し大きい家をと希うのも無理はないし、又営業の関係で必要に迫られるものもでてくる。

広さの制限は一応解消されたが、それに代つて防火地域では構造による制限を受けて簡単に増築することが困難になつた。横に延びればまだしも、横に延びられないような敷地ではいよいよもつて困りものだ。

法は峻厳なものいささかも違反することは許されないが、運用の妙、この言葉をこんな場合に使つては悪いであらうし。

この頃敷地についての抗議が少くないと云うことだ。境界一パイに建築したとか、他人の土地に侵入したとか不法に占拠したとか、そんな確認をなぜしたとか、云つたようなことで権利者側からの異議申立てである。建築

基準法は建築物の敷地、構造、設備、用途についての基準を定めたもので、敷地の権利関係を規律していない。ここで敷地についての基準というのは権利関係についてではなく、敷地の衛生や安全、即ち敷地の高さとか排水の設備とか擁壁の設置などを指すものである。

建築基準法が敷地の権利関係について毫もふれるところがないのは、その性格上当然のことではあるが、まことに賢明であつた。自己の権利保全のために建築基準法第9条の発動を求めるのは誤りであつて、権利擁護のためには民事訴訟によるべきである。第9条の措置は特定行政庁の行政的良識においてのみ取扱われるもので、この法律に違反したことの外の如何なる事実も、その措置の原因として考慮せらるべきではない。建築基準法によつて、権利の保全を求めるのはあたかも木によじて魚を求めるに似ている。

こんどの建築基準法は著しく民主化された。これを拾つて見るとまづ公開による聴聞、建築審査会及び建築協定がある。まことに結構なことである。これらの民主的な制度を通じて国民の作つた国民のための法律を国民の意思を十分に尊重して運用しようとするのであろう。国民はこの期待にそつて自分の法律として積極的に協力したいものである。仮りにも立法者が立法にあたつて描いた理想を現実の面でぶち壊してはならない。

われわれの街が美しくなり安全になり道が広くなるのを嫌うものはないであらう。建築基準法はこれをしようとしているのである。だから建築基準法をきらう管がないのである。嫌わないのなら進んで守るべきだ。街や自分の環境はよくしたいと希いながら自分の建築が違反しているのでは、ひとの顔で相撲をとる以上の心臓だ。

確認は許可と共に建築の計画を認容する建築基準法上の用語であるが、この許可や確認をする場合には消防の同意を要することになっている。消防の同意は許可や確認をする権限のある行政庁に対してなされるもので、建築主に対して為されるものではない。同意がないのに許可や確認がなされたとすれば、消防法第7条に反することになるが、許可や確認がないのに建築したとしても、それは直接に消防法第7条の違反とはならない。

建築主は大抵の場合消防と府庁の指導課との二重の指導を受ける。同じことで二重の指導を受けるのは受ける方としては面倒なことである。況んや指導の方法が喰違ふようなときには非常に迷惑を蒙る。だから指導を一本にすることが望ましいが、これはすぐには望めないからとりあえず指導の分野を明確にすべきである。若し暇があつて、つぶさに法規を検討できたら、この両者の職務の分野が自ら明かになり二重の部分が少なくなつて他人の畠を耕さなくてもよいかも知れない。

何とかの高望みと云う言葉がある。あまり大きな希望をもち過ぎると、小さい手近なことも成就しないことがあるのを諷刺したものであろう。

建築基準法の中に古来わが国の建築様式である木造建築を禁止したものが少なからずある。耐火構造の建築を求めるのは今や時代的な要求となつている。しかし現在のところ耐火構造にするには木造の何倍かの建築費がかかる。木造での建築は禁止されているし、さりとて耐火構造にするには資金面に困難が伴う。これでは木造のものも耐火構造のものも共に進まず結局アブ蜂とらずに終るか、敢て法をも破つて木造建築が群生してくるかである。さればにや中央では耐火建築に対する助成金を支出する案が考えられているとか、いないとか。助成金の支出によつて耐火建築を奨励して、建築物を不燃堅牢なものとし、木材の濫伐を戒めて、治水と資源の枯渇を防ぐ。もとより結構なことであるが、これを裏返して見ると助成金でも出さないことには、耐火構造の建築物を造るのは困難であると云うことにもなるかも知れない。

と云つて何もここで建築基準法が高望みで、実施がむづかしいと非難しているのでは勿論ない。如何にむづかしくとも、法である以上守られねばならないが、同じ守るにしてもなるべく守り易いような環境を作つて欲しいと云うのである。十分の助成金が出るか、耐火建築の建築費が木造のそれと大した違いがないになれば、人は誰でもおそらく丈夫で燃えない建築を好むであらうから、法の強制によらずとも道は自ら拓かれるとも云いたいのである。

建築基準法の違反は、色々であるが、一番多いのは手續違反すなわち確認を受けずに着工するものである。ここから又さまざまの違反が派生する。これに関連してこんなことを聞いた。確認の申請をすると、なんとかとか難かしいことを云われるし、手續が面倒だ。申請しないで建てれば自分の思うように建てられるし、手續の面倒もなく、経費もいらない。若し見付かつたら、それはその時のこと男一匹度胸で行けと云うのだ。こんな人に限つて、また云う。自分の土地に、自分の金で建築するのに何の遠慮ぞと。自分の土地、自分の金と云うも同じく法律の保護のもとにあることを忘れてる。自分に都合のよい法律は主張し然らざるものは避けようとする何と勝手なことか。これでは心臓の強いものが勝つて正直ものが馬鹿を見る。

近頃政治力が弱いと評される。だから国民が法を無視したりまた無視されても取締当局が断乎たる処分ができないのだとおつしやる。国民の人権が極端に強くなつたから政治力が弱くなつたように思うのである。人権が尊重されるのはまことに結構であるが、国民の人権と公共心との均衡が破れると社会の秩序は紊れ、政治力が弱くに見える。自由と社会、個人と公共このバランスを維持するためには、破邪の法剣を振うのもまた已むを得ない。

伝家の法刀は軽々しく抜くべきではないが徒らに死職させるべきでもあるまい。(筆者 大阪府建築部指導課員)

住宅問題散見

山地英雄

(1) 住宅問題の意義

現在の経済社会に於ては残念ながら住宅問題は生活問題一般の直接的な指標ではないが、それにも拘らずこれがその生活主体の結局は帰着しなければならない最も本質的なものの一つであることは否定できない。

そして住宅問題そのものの概念的意義や構造的解決は時代のうつりかわりにしたがって種々の変遷や進化をつづけてゆくのであろうけれども、要するにその各時代のそれぞれを生きつづける人間にとつては、住宅というものがつねにその時代においての一つの解決としてその各々の健全な人格形成に安定した場を与えるというものでなくてはならないということにかわりないのである。

この様な意味から我々は現在の住宅問題を考察するとき、その意義の重大さを感じれば感ずる程その重大さに比べて余りにもこれとかけはなれた現施策の貧困と技術的空白とを痛感するのであるが、しかしそれだけにその本質的なものをその基盤にまでほり下げて、そこで現在数多く露ていされているその矛盾と缺陷にとりくんでゆく意義と、かの技術的乃至造型的住宅観については全く関知しないハツタリの批評家連の現実は無根な空想的空論にかわつて、理想的住宅環境には未だほど遠い現在ではあるけれども、しかもその中から少しでも正しい解決に近いものを正確に表示しうる数的資料と具物的な造型の上に建設的な実現への具体案をしつように生みつけてゆこうとする我々の義務を発見することが出来るのである。

(2) 住宅政策の批判

二十世紀も愈々後半に入つて世界は全く明瞭に色別された二つの陣営に分れてしまつたけれどもこれを大きくつつんだ一つの共通がある。

それは国家社会存立の根本条件としてまず第1にその成員の最低生活が保障されることによつてその政治制度の価値と機能とに対する信頼が獲得されなければならないということである。

そして個人的自由と社会的厚生との分界線をどこにひくかということは、国によつていくらかの過渡的な差はあるけれども、要するに精神的な自由という福祉の上にさらに物質的福祉が補足されるということによつてその国家の社会制度の意義がはじめて確立されるということである。

世界人権宣言第29条

「個人はそれの中においてのみその人格の自由且つ完全

な発展が可能である社会に対して義務を負う。」

ソヴェエツト同盟新憲法第12条

「個人の自由な発展がすべての自由な発展の条件となるような共同社会」がはじめてその国民に対して「各人はその能力に応じてあたへ、その労働に応じてうけとる」という社会主義原則を保障する。

敗戦国から講和によつて国際社会に復帰しようとしているわが国においても決してこの例外ではありえないのであつて憲法にはその国民全体の最低文化生活を保障し嘗ての軍国主義時代の富国強兵にかわつて公共の福祉の概念がその政治の指導原理となつていのである。

日本国憲法第25条

「すべての国民は、健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国はすべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に務めなければならない。」

もしもこの保障をはたすのに失敗するときは、その法の權威は否定されてその政治制度の諸原則はたんに国民大衆を欺まんし抑圧する統治方法にすぎぬものとして不信にさらされるのは明白である。そしてそこに於ての秩序も正義も衰退して道義は色褪せ、かくてその支配者群は分解するか或は他者に道をゆずるかしなければならなくなるに至るであらう。

かくの如くに現在の社会は過去の暴力的強制による秩序維持にかわつて、成員の自発的な信任こそがその社会調整の基礎になつているのであり、その存在価値は成員の福祉を保障を保障しうることによつてのみ存立しうるのでなくてはならないのである。

住宅問題とてもこのような国家の社会保障の見地からながめられなければならない一連の社会問題の例外ではありえないのであつて、とくに住宅問題というものが我々生活問題の重要な一つであると共に、それが我々個人にとつて問題となる場合は、個人的な努力や工夫ではとらうてい解きほぐしえない社会的さくごや経済的缺陷の累積にからまれているのであるから、その解決はどうしても国家政策の枢要な一つとしてとりあげられなければならないのである。

ところが現状は終戦以来既に6年にもなり、この間に建設された住宅の総数は260万戸を数えるといわれるけれども、その中77%は民間建設に拱手してゆだねられたものであり、しかも現在なお不足戸数として推定されている340万戸は気ながにも向後20年間もかかつてこれを

漸く解消してゆこうとしているのであるが、これをまあ米国のことは考えないとして同じ戦災国であつた英国や独逸に比較してみると、それらの国で終戦後にこれまで建設された新築住宅戸数の中国家の補助資金によるものが英国では80%、独逸では70%だそうであるから我が国の僅々23%とこれを比べると、その住宅政策の質的内容はしばらくおくとしても（これが実際には我々のよりずっと高く進んでいるのであるが）これだけの数のひらきは全く残念でしかたがない。

いうまでもなく、貧乏な島国であつてしかも敗戦国としての乏しい財政力の下なのであるからもちろん多くを望むことは無理かも知れない。しかしながら昭和21年度以降昭和25年度までの国の住宅予算総計が一般会計総予算額の0.57%、公共事業費総額の4.9%でしかなかつたということは残念ながらこれはこれまでの建設戸数260万戸の内約8割近くが全然国家的な施策外の自然増加に何らなすところなくまかせられたということをも語る以外の何物でもないのである。

これは国民全体の文化生活の保障を国是とする国家であるべき我が国としては、少くとも国民文化生活にとって重要な一要素であるべき住宅問題をその重要さにおいて正しく評価してその政治制度乃至政策の中に順当にとり入れたとはいへないであらう。

しかも260万戸の77%をしめる民間建設による住宅というものは、戦禍による全くの窮迫した住宅難におつかけて、質的技術的ないし恒久的な社会的考慮はまずすておき、現実の資金難に四苦八苦しながらの漸くのことでタタキ上げた建物なのであるから、これら家屋の今後の自然腐朽ならびに火災その他の災害による新しい需要は、これまでよりより以上の高率が予想されるのは当然であるし、これに将来の人口の自然膨脹と現在の推定不足戸数340万戸を加えて考えると現在の住宅問題は依然深刻であり、その解決のためには何か抜本的な国家対策が要求されているのである。

しかるに27年度乃至それ以後につづくべき当局の住宅建設計画は依然慈善事業的色彩を出ず、現在の住宅政策ではその本流でなければならない公営住宅の建設をさえ年産僅か3万戸足らずしか計画していないのには全くその意の那辺にあるかを疑わざるを得ないのである。まして今後20年とかかつて漸く現在の不足戸数を解消しよ

うとするが如きは国家政策の何たるかを解さないのであらうか。

1千万もの国民を20年間もその悲惨な住宅難のしんぎん中に放置するということは、そのこと自身大きな国家問題であつて、これだけをもつても現在の住宅問題は一つの省を設けなければならないほどの社会にとつての重要課題でなくてはならない。

これに反して当局の言うが如き貧弱そのものは20年計画の如きは、これは政策ではなくて単なる言いわけ的なへ理窟としてしか受けとれ得ないのであつて、量出定入を第1原則とする国家財政の根本からいつてもこのようなことが民主的政治にとつて決して正当であるとはいへないのである。

何故ならこの現在の如き深刻な住宅要望の国民の声こそ民主政治にとつてはまず第1番にその財政予算の量出計上に於てそこに最も優先的な位置を与えられるべきであるからである。

このような誤れる国家政策の上では地方公共団体にしろ民間企業にしろ或は又個人にしろ如何にその住宅問題の解決に真剣にとりくもうとも決して解決しきれぬ問題ではありえないのであつてこれでは嘗て「われわれは笑うことにすら値しないいわゆる住宅営団の不仕末をみせつけられたほか、殆んど全く如何なる政策をもつたことはなく」それほど「左様にわが日本の住宅問題は絶望的に悲惨であり、その対策は徹底的に貧困である」とうそぶいた一批評家の酷評を我々は再び甘んじて受けつづければならないということになるのではないか。

我々は今こそ1千万の人々のために正しく高い住宅政策をかかげてこれが実現に努めなければならないのである。

(3) 住宅政策の新構成へ

しからばどういふかたちの新政策によつて又これをいかなる順序をおうことによつてこの重大な住宅問題の解決にとりくんでゆくかそして又一体この悲惨な住宅難にくるしむ多くの人々の声に共鳴すべき建設的な正しい具体案はどういふものであるかということになるがこれは両者とも決して別々な問題ではなく互によりよき自らの発展への弁証法的発展への契機を他の中にもつ——即ち現実の力ある政策にうらづけられた上にこそ我々の真摯な住宅像形成への努力が漸陳代謝をその本質的契機とするヴィヴィッドな時代的要請への解決として生長してゆき、この現実の環境に解答する具体的住宅像の解明によつてより高い観点にたつ住宅政策というものが自らのもつ正しい方向を現在の社会環境の上に投影することが出来るのである。

しかるに住宅問題というものが今まで我々の間でとりあげられたときはこのような所謂弁証法的な観点にたたなかつたために、たとえそれらが技術的乃至学術的には

ペデスタル杭

太洋組株式會社

大阪市北区南笠町堂ビル
電話 直通堀川 6701
堂ビル堀川 951・1820

誠実であり良心的であつたとしても、そうであればあるほどそれがいかにもギョチない中学生の方程式の答えの如く単なる公式のよせあつめのようなものにしかすぎなかつたのであつて、いわば机の上に根氣よくつみあげた科学的空想でしなかつたのである。

我々はこの正に時代的意義を全くなくしてしまおうと

している現在の住宅政策——公営住宅無用論さへチラホラ聞かれ出されようとしている——への起死回生えの最後の一策としてどうしてもこの住宅政策における量的な合理的解析とその技術的な現施策えの採用が叫ばなければならないと痛感しているのである。

(筆者 大阪府建築部住宅課)

会 務 (12月分)

建 材 審 査 会

1日2時朝日事務所第一分科会開催竹内孝主査外五名平安、ナニワ瓦、田島アスタイルにつき審査後田島タイル市内施工現場三個所を検分した。12日午後再開瓦について結論を得たがタイル・ルーフィングは更に資料を得検討する事とした。

編集委員会 1日3時朝日於白石委員長外新年号につき協議22日同所再開二月以降につき協議した。

特種構造規準に関する懇談会

5日2時より朝日於組積式コンクリート・ブロック造型枠式、組立式、張壁構造、耐力壁式構造、軽量コンクリート造等につき建築基準法に関する政令追加案が学会で研究され関西側との意見交換会を開催、当日学会側委員竹山謙三郎博士、浅野新一技師出席協会並関西側より京大坂博士、阪大奥島博士、元吉府住宅課長外、菅防災係技師、桐本市住宅局次長、肥後大鉄営繕主管、小島地建営繕部長、安井建築事務所、柏村組社員、並ブロック関係業者神谷建造、ワクタ建築工芸岡田工務店、芦田建工社、及中野主記理事大和常務理事等19名出席、竹山、浅野両氏より別刷参照詳説、質疑応答検討した。

定例理事会 12日2時於朝日竹腰会長外七名出事務所借室値上の件承認、日本紡績協会申越に係る基準法に関する陳情事項協力方協議近く別途委員会設置全面検討する事を申合せた。

第二回建築講習会清算承認、工事請負約款第二回印刷費支出承認、事務局下半期賞與支給額決定、入退会別表承認、一月初回理事会午餐会と同時開催決定、卅五年記念事等企画主記一任申合せ、十一月分会計報告、各委員会経過等報告承認。

和歌山支部 15日2時於同事務所栗林、嶋村副支部長數本幹事本部大和理事会合明年度、事業企画集金方法経費問題を協議終了後和歌山役員一同、忘年懇親会開催約20名出席された由。

第一生命ビル潜函工法見学会

会勢委員会主催18日2時30分大阪駅前建設現場に集合する者約150名、同工事施行中の竹中工務店中出現場主任山口技師の案内説明で見学した。

京都支部 18日4時同事務所にて松井支部長外出席、今夏来開催の建築講習会終了清算及今後の事協議した。終つて懇親会開催。

出版委員会 20日4時朝日にて合成樹脂関係者、新光レイオン会神谷氏、倉敷レイオン浦辺氏、積水化学坂本氏、日本化工材工業井上氏小林委員長大和理事出席アクリライト・メラミン、塩化硬質ビニール等執筆者を定めた尚24日四時同所で総委員会開催後出版方針を協議。

記念事業準備会 26日4時於天神橋分室浅沼、浅海、斎藤、中野各理事並大和理事等出席基本事業企画案を協議、一月旬々会長出席更に検討申合せた。

◎会員 株式会社鴻池組殿五十周年披露会株式会社鴻池組殿には明治三十三年御創業以来社業御隆盛五十周年を迎えられたのを期し去る一月十四日於南海高島屋食堂で其御披露があつた、当日は竹腰会長始め本会員も多数列席された。茲に同社の御盛業を祝福申し上げ益御発展を祈る次第である。

◎会員動勢 本会京都支店長松井清之助氏は昨年京都府建築部長を辞されたが今般飯野産業株式会社に入社された。(烏丸七条京都出張所) 因本会京都支部長は尚任期中である。

強く優雅な

リグノイド床

テックス
フローリング
電気式通風器

責任施工

田辺工業有限会社

大阪市西区江戸堀下通二ノ一七 電土佐堀④2677. 4471

合資 会社 大阪 市北 区木 幡町 三番 地 電話 堀川 ④四 一六 四番	合理的 工法・ 責任 施工	防錆 完全・ 中空 防音	耐震・ 耐火・ 軽量・ 堅牢	採用 下さい	は日 進式 を御	を・ 軽量 鉄骨	に・ 軽量 鉄骨	間仕 切・ 天井
---	------------------------	-----------------------	-------------------------	-----------	----------------	----------------	----------------	----------------

建築積算便覧 (第18回)

川村 統之 編

7. 鋼筋コンクリート造建築の雑作用木材量

内部の構造により異にするも、延坪当り0.17~1.90石(延 m^2 当り0.0143~0.16 m^3)にして、最近のものでは、共同住宅にて延坪当り0.40~0.80石(延 m^2 当り0.034~0.067 m^3)である。

昭和23年度型鋼筋コンクリート共同住宅木材統計

種 別	石/延坪	m^3/m^2	種 別	石/延坪	m^3/m^2
床 組	0.280	0.024	地下室物置	0.040	0.003
間仕切	0.135	0.011	階段室ベントハウス	0.005	0.0004
内 法	0.084	0.007	標札・郵便受	0.003	0.0003
天 井	0.035	0.003	屋上洗濯場	0.008	0.0007
押 入	0.040	0.003	其 他	0.008	0.0007
便 所	0.005	0.0004	水槽上家	0.008	0.0007
台所・玄関	0.120	0.010	補足材	0.037	0.0035
備 品			(計)	0.800	0.067

昭和24年度B型鋼筋コンクリート共同住宅木材統計

種 別	単位	延1坪当り	単位	延1 m^2 当り	単位	百分率
構造用角材	石	0.140	m^3	0.012	%	35
雑 作 材	"	0.130	"	0.011	"	32
化粧板材	"	0.020	"	0.0017	"	5
下地板材	"	0.089	"	0.0075	"	21
緑 甲 板 材	"	0.028	"	0.0024	"	7
(計)	"	0.407	"	0.0346	"	100
ベニヤ板	面坪	0.188	m^2	0.188		
タイカーボード	"	0.094	"	0.094		

昭和24年度B型鋼筋コンクリート共同住宅木材統計

種 別	石/延坪	m^3/m^2	種 別	石/延坪	m^3/m^2
床 組	0.174	0.015	四階天井	0.014	0.0012
間仕切・窓枠	0.096	0.008	下駄箱受	0.007	0.0006
各部雑作材	0.157	0.013	其 ノ 他		(省略)

8. 木造建物各部分別木材量百分率(%)

建物の用途	軸組	小屋組	屋根	床組	内法	天井	内外壁	其ノ他
住 宅								
量産型	27	6	15	15	6	8	12	11
市 営	27	14	15	12	5	7	9	11
分 譲	27	15	15	12	5	7	8	11
共同住宅(二階建)	26	14	9	17	3	8	10	13
倉 庫	23	29	19	—	1	—	20	8
事務所	15	17	18	—	3	7	30	10
二階建	27	17	8	10	2	6	13	17
学 校	17	26	15	17	4	10	7	4
二階建	30	15	6	11	2	11	12	13
病院	22	22	11	14	4	7	15	5
便 所	34	16	18	3	5	—	20	4
上 木 造	29	19	33	—	—	—	—	19
家 軸組鉄骨	—	57	37	—	—	—	—	6

(註)

左表は一例を示すものなれば、構造によりて差異あり。数字は全木材量の%を示す。

上表に示す如く用途同一のものは例えば住宅にありて、市営住宅と分譲住宅を比較するに各部分の木材の使用率(%)は同一に近い。

量産型住宅は軸部は同一なれど小屋組材が%以下なるも、床組材と、内外壁材が稍大なることが解る(量産型住宅の小屋組は檜木のみにて、母屋、小屋束の無い構造である)

学校建築の場合は、小屋組に於て、二階建が平家建の約%なるは、延坪に換算する為であり軸部の大なるは柱、控柱等が断面大となる為である。

9. 木工事大工手間

(A) 建坪当り及木材単位量当り大工手間

(B) 大工手間の建物の部分別割合(%)

積算単位 建物の用途	建物の延面積当り(人)									木材単位量当り(人)					
	延1坪に付き			延1m ² に付き			木材1石に付き			木材1m ³ に付き					
	仮設	普通	中程度	仮設	普通	中程度	仮設	普通	中程度	仮設	普通	中程度	仮設	普通	中程度
住宅	2.7	3.5	3.9	0.8	1.05	1.2	1.4	1.5	1.6	5.0	5.4	5.8			
店舗	2.3	3.3	3.7	0.7	1.0	1.1	1.3	1.4	1.5	4.7	5.0	5.4			
寄宿舎	2.6	3.1	3.5	0.8	0.9	1.05	1.3	1.35	1.4	4.7	4.8	5.0			
倉庫	1.4	1.8	2.5	0.4	0.55	0.75	1.0	1.15	1.3	3.6	4.1	4.7			
工場	1.7	1.9	2.6	0.5	0.6	0.8	1.2	1.25	1.3	4.3	4.5	4.7			
事務所	3.0	3.4	4.2	0.9	1.0	1.3	1.4	1.45	1.5	5.0	5.2	5.4			
学校	2.6	2.8	3.0	0.8	0.85	0.9	1.3	1.4	1.5	4.7	5.0	5.4			
病院	2.9	3.5	4.8	0.9	1.05	1.45	1.3	1.45	1.6	4.7	5.2	5.8			
上家	1.6	2.1	2.3	0.5	0.6	0.7	1.6	1.65	1.7	5.8	6.0	6.1			
板塀	0.3	0.5	0.9	0.1	0.15	0.3	0.8	1.05	1.3	2.9	3.8	4.7			
小なる建物	3.7	5.8	7.3	1.1	1.75	2.2	1.1	1.3	1.5	4.0	4.7	5.4			
現場事務所	1.3	1.5	1.8	0.4	0.45	0.55	0.6	0.7	0.8	2.2	2.5	2.9			

特 別 建 物	和 風 建 築	洋 風 建 築
遺 形 水 盛	0.5%	0.5
軸 組	19.0	13.5
小 屋 組	7.5	5.5
軒 廻 り 屋 根	2.5	2.0
内 法	22.5	16.5
外 壁	6.0	13.5
床	4.5	4.0
天 井	5.5	9.5
階 段	—	2.5
内 壁	—	11.0
雑 作	30.0	20.0
建 方	2.5	1.5

(註) 板塀は塀面坪及1m²当りを示す。

小なる建物とは、浴場、便所等の坪数の小さい建物を示す。

上表数値は大略平均値なるを以て此の数値を建物、其の他の状況に依り適当なる増減を要する。

(C) 住宅の大工手間

(E) 大工削り其の他手間

程 度 名 称	普通のもの			中等のもの		上等ノモノ
	下	中	上	普	上	
日本大工	人/延坪	3~5	5~6.5	6.5~9	9~14	14~20
住工	人/m ²	0.9~1.5	1.5~2.0	2.0~2.7	2.7~4.2	4.2~6
宅手	人/坪	0.6~1.0	1~1.3	1.3~1.8	2.7~4.2	4.2~6
元	人/m ²	0.18~0.3	0.3~0.4	0.4~0.55	0.8~1.3	1.3~1.8
洋風住宅	人/坪	5~6	7~8	9~10	10~15	15~20
住工	人/m ²	1.5~1.8	2.1~2.4	2.7~3	3~4.5	4.5~6
宅手	人/坪	1.5~1.8	2.1~2.4	2.7~3	4~6	6~8
元	人/m ²	0.45~0.55	0.65~0.7	0.8~0.9	1.2~1.8	1.8~2.4

(D) 建方薦手間

建物の種別	和風住宅	洋風住宅	工 場
薦人夫	人/坪	0.5~0.7	0.5~1.0
	人/m ²	0.15~0.21	0.15~0.3
			0.3~0.45

名 称	普削り 1人に 付き	上削り 1人に 付き	名 称	上削り 1人に 付き
杉2分板巾尺 片面削	100枚	60枚	並天井 廻 一坪	0.25人
〃6分板〃〃	80〃	40〃	同下拵より取付 仕 上	0.45人
〃板割巾尺〃	40〃	15〃	畳床材取付 並	0.25人
〃大貫 四方削	80丁	25丁	小屋切組(2間 梁間)	0.70人
〃中貫 〃	100〃	30〃	〃 (3間〃)	0.80人
〃小貫 〃	50〃	30〃	〃 (4間〃)	1.10人
〃大小割 〃	150〃	50〃	檜押5寸角を4寸 角に1間に付	0.30人
松6分板巾尺 片面削	60枚	30枚	同1分皮仕上延 長1間	0.2人
〃2間2寸角天井廻	20本	9本	杉丈 大3寸.4寸	4本
〃付鴨居仕上及 取 付		1聯	〃 2間 〃	3〃
〃4寸敷居1間に付		0.4人	〃1丈挽角〃	5〃
〃5寸〃〃1組		0.6人	〃上柄下立1組	30〃
杉長押仕上長1間		0.5人	〃貫 穴	80ヶ
〃縁板仕上長1間		0.1人	〃柄 穴	100ヶ

(編者 藤木工務店勤務)

新年の賀詞を賜りました下記各位に謹みて御答礼申し上げます。

昭和27年1月

社団法人 日本建築協会

大阪府知事赤間文三氏、明星功雄氏、旭硝子株式会社、浅野スレート株式会社、東二三郎氏、恵美保蔵氏、円堂建築事務所、オリエンタルメタル製造株式会社、大阪建設業協会、大阪写真製版株式会社、大阪商工会議所、大阪耐酸工業所、大末組、奥山清治郎氏、神治屋、木下謹三商店、小西岬氏、河野組、齊久工業株式会社、三恭化学工業株式会社、三見商会、新建築社、田島応用化工株式会社、大三製作所、大同鋳造株式会社、大和銀行北浜支店大和工業株式会社、高田典雪氏、武田経一氏、東海電気土木株式会社、東建商会、東洋洋瓦株式会社、ナニワスレート社、中川真佐吉氏、中村亀太郎氏、難波四郎氏、日本板硝子株式会社安芸津工場、日本塗料化学株式会社、新田英夫氏、建設大臣野田卯一氏、野田清三氏、松本徳太郎氏、三井物産大阪営業所、山内建設株式会社、四国ラスメント工業株式会社、山本建材社、山本築業商店吉田鹿之助商店、弁護士檜橋渡氏（以上）

敬 用

会員 福島商事株式会社社長 増田熊一君 26年12月27日夕突如脳溢血で急逝さる（享年69才と聞く）同君は昭和6年5月に入会され関西建材界の重鎮として本会に貢献せられしに俄かに訃報に接し痛惜に堪えません茲に謹んで哀悼の意を表し御冥福を祈ります。

編 集 後 記

本月号は編集企画が狂つて予定と違つたものになつたので、会員諸氏から何をされているかと御叱りを受けそうである。何とも至し方なくなつたので、御執筆の方々及び会員諸氏に御詫びする。また小川正氏には御無理を願つてNJBスタジオの音響測定に関する玉稿を頂いて居ながら、予算等の都合上本月号に掲載できなくなつた。近く誌上を飾る予定であるから暫く御猶予を御願ひする（白石）

○創立卅五年記念事業の件

昨年来懸案の標記誌々本年より着手の事に目下準備委員会にて立案中であります。三月号にて内容の掲載予定発表の時は全会員の絶大な御協力と御支援をお願いします

○特殊建築物関係法規索引について

上記パンフレットは非常な好評を博しているが残本が200部足らずとなりました。御希望者は売切れとならぬ内御申込下さい一部¥150—会員2割引送料実費

○四会連合工事請負約款頒布中

上記の御使用と普及方につき御協力願います。一部¥30.00送料実費の事

○人を求む（見習生）

市内某工務所で設計諸事務、土地家屋調査測量等見習生を求めている。新制商工卒又は夜間在学学生等にして勉学意志強固な方を望む。

○任 宅 譲 渡

省線立花駅北西（駅より約五分）二階建電話付住宅譲渡したし、一階三畳、三畳、四畳半、八畳、台所10坪二階八畳、六畳、詳細面接の上、

以上御連絡は本会事務局長迄

関西建材会会章図案懸賞募集結果発表

昨年末募集いたしました上記の件締切迄に46点の応募を得十二月六日於朝日ビル事務所で審査会開催第一回13点を予選した後第二回投票の結果下の通決定いたしました。茲に本会のため応募頂きました各位に対し厚く御礼を申述べます。

1 等。 山本武雄氏。

佳 作。 石井一信氏。大津敏雄氏。岡本武志氏。

柴垣貴雄氏。松本儀人氏。深尾浩氏。

以 上

昭和二十七年一月

関西建材会会長 徳永善四郎

建 築 と 社 会

第 3 3 輯 第 2 号

売価 1部80円（送料共）

昭和27年1月25日印刷・昭和27年2月1日発行

編集発行人 川 弘

発 行 所 社団法人 日本建築協会

大阪市北区中ノ島3ノ3朝日ビル

電話 北 浜 ② 1334～9 番

振 替 口座 大阪 39975 番

大 阪 市 北 区 堂 山 町 6 6

印 刷 者 網 野 栄

大 阪 市 北 区 堂 山 町 6 6

印 刷 所 株式会社研文社 電話 豊 崎 ② 2056 番

國際見本市會館

冷暖房換氣衛生設備概要



新 築 概 要

竣 工	昭 和 2 6 年 1 0 月
位 置	大 阪 市 東 区 内 本 町 橋 詰 町 5 8 番 地
敷 地 面 積	2,651.03 坪
建 築 面 積	403.91 坪
建 築 延 面 積	3,666.685 坪
階 数	地 下 2 階 地 上 7 階 (塔 屋 付)
軒 高	100 尺
構 造	鉄 骨 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造
設 計 監 理	大 阪 府 建 築 部 営 繕 課
主 体 工 事 施 工	株 式 会 社 大 林 組

冷暖房換氣衛生設備施工

須 賀 工 業 株 式 會 社

全館を夏は涼しく冬は暖かに常に適度の温湿度に室内を保持し快適な御宿泊と執務が出来る様に次の四系統により最も近代的にして斬新な設備をしてあります。

冷暖房換気設備概要

(1) 地1階、1階2階冷暖房系統

地2階機械室に200噸ターボ冷凍機並に温湿度調整器を設け外気取入口よりの新鮮空気を室内よりの還気と混合し空気中の塵埃を除去するため空気濾過器で清浄し夏季は冷凍機よりの冷水を噴霧し冬季はボイラーに発生せる蒸汽で加熱した温水を噴霧し空気を冷却又は加熱し、送風機にて各階各室の吹出口より吹出します。尚鑿井水により地熱を利用するため地2階機械室の一隅に気曝室を設け外部より取入れた新鮮空気を予冷又は予熱を行い熱経済を計つています。

(2) 7階宴会場冷暖房系統

中7階機械室に空気調整装置を設置し7階大、中、小宴会場、広間の冷暖房を行うものでありまして冷凍機よりの冷水又は汽罐室に設置の温水加熱器にて温調した温水を冷却器(加熱器)に送り多翼送風機により送風ダクトを通じ天井に取付けられた特殊レヂスターより吹出し、冷暖房の目的を達するようになっていきます。

(3) 5, 6階ホテル冷暖房系統

5, 6階各25客室合計50客室は通常同時に使用されることは稀れでありますので各室毎にルーム・コンディショナーを設備致しまして適時自由に運転し室内温度の調節が出来るようになっていきます。即ち客室の窓台下グリル表面に2個のコントロー

ルススイッチの操作に依り自由自在に室内温度を調整出来ます。

(4) 2, 3, 4階暖房系統

2~4階は専ら商品の見本展示場でありますので冬季暖房のみを行う設備に致してあります。地2階機械室に空気加熱装置を設置し蒸汽にて温風を調整し各吹出口より送気し還気は還気グリルより吸引され濾過器にて塵埃を除去したる後再循環送風します。

換気設備

地2階送風系統。地2階排気系統。地2、地1、1階便所排気系統。地1, 1, 2, 3, 4, 7階便所排気系統。厨房配膳室排気系統。洗濯場排気系統並に5, 6階ホテル客室送排気系統の8系統に分け夫々送排風機に依り強制換気をします。

衛生設備概要

(1) 汽罐設備

暖房。厨房。洗濯。其他給汽、給湯用として高圧ケワニー型ボイラー3基(将来更に2基増設の予定)を設置し、発生した蒸汽をスチームヘッダーに集め、各系統別に給汽するのでありまして各器具にて生じた凝結水はレシーバータンクに復帰し給水ポンプにて自動的に汽罐に給水します。

(2) 上水給水設備

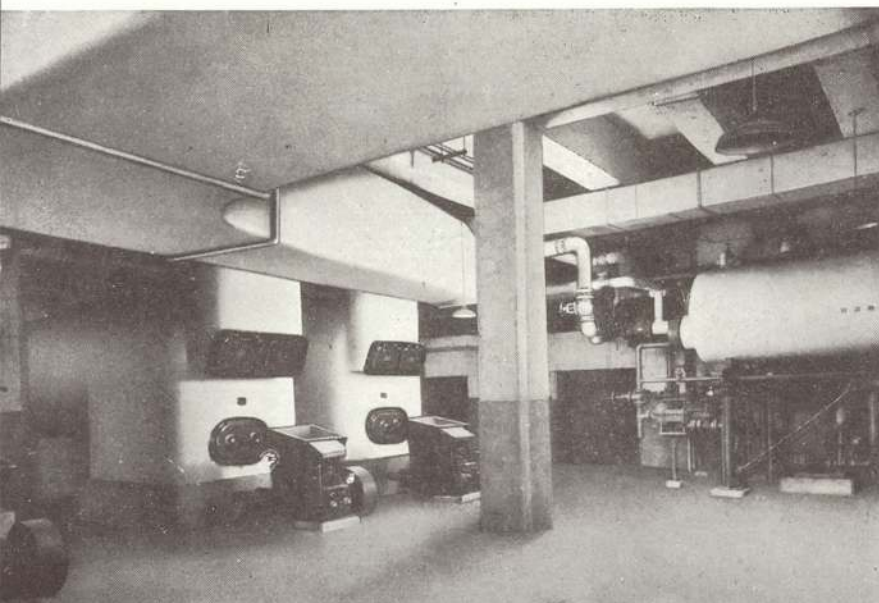
飲料、洋風バス、洗面器等。約200箇所に供給します。サービスメインパイプは表道路市設水道本

管より引込み地2階の受水槽に受水し、之より上水揚水ポンプにて屋上水槽に揚水し各所要個所に給水します。

(3) 井水給水設備

建物外東北隅部の鑿井よりボアホールポンプで揚水し一旦地2階気曝槽に導き気曝後床下浄水槽に貯水し之を揚水ポンプにて屋上井水槽に揚水し重力式により大便器小便器

地2階汽罐室の一部



撒水栓雑用水等約110箇所に給水します。

尚夏季は冷房用に使用するため冷凍機コンデンサーの放出管の途中に密閉式受水槽を設け前記揚水ポンプの切替に依り屋上井水槽に揚水します。

(4) 消火設備

地2階機械室に電動機及50馬力ガソリンエンジン直結消火唧筒を設置し各階20ヶ所の消火栓に接続し非常の際消火栓を放水せば自動継電弁が作動しポンプは自動運転します。又停電時は前述のガソリンエンジンのクラッチの切替に依り簡単に消火ポンプは運転します。尚1階表玄関脇にサイヤミューズコネクションが設けてありますので消防隊のポンプより送水が出来るようになっております。

(5) 給湯設備

汽罐室に給湯用ストレージヒーター2基を設け蒸汽加熱管に依り加熱された温水をバス、洗面所、其他約200ヶ所に常時供給します。循環ポンプは水冷式を採用致しました。

(6) 給汽設備

ボイラー前の蒸汽母管より常用 $4.2\text{kg}/\text{cm}^2$ の蒸汽を暖房用加熱器、厨房器具、洗濯場乾燥機、プレス等に給汽します。

(7) 排水並通気設備

1階以上の各器具の排水は全部取纏めて市設下水本管に直接放流します。

地1階、地2階の便所污水管はフラッシュクリーンポンプに依り自動的に屋外市設下水管に排出します。又其他の排水即厨房排水はグリストラップにて除油し理髪器、洗面器はヘアートラップ、洋風バスにはバストラップを夫々取付け除髪及臭気の逆流を防止します。

排水主管は地2階地下排水槽に接続し同槽より堅型排水唧筒10馬力2台、35馬力1台に依り自動的に屋外に放出します。

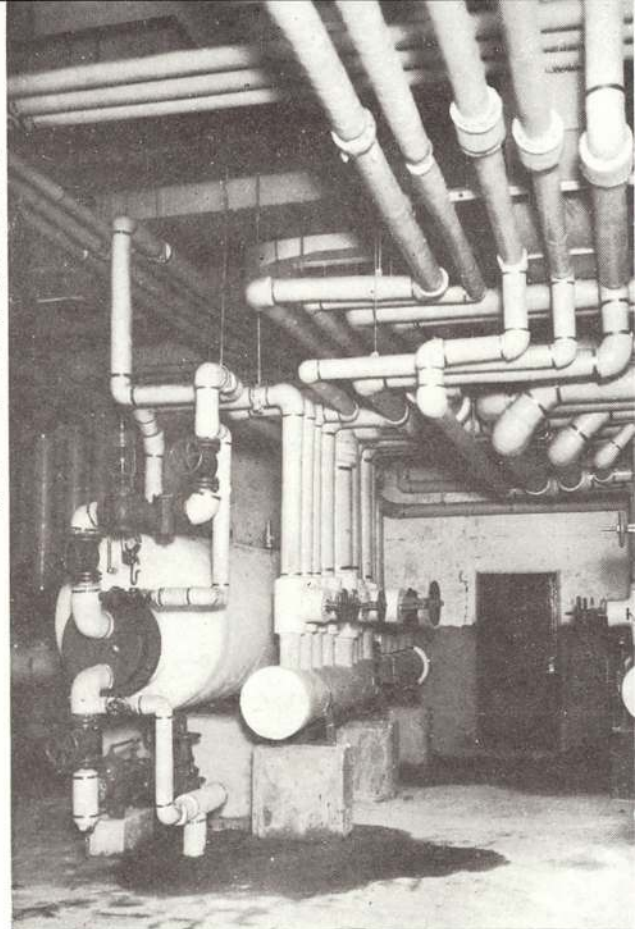
(8) 警報装置

フラッシュクリーンポンプ用污水槽並一般地下排水槽の各ポンプに万一故障を生じ制限水位以上に上昇した際は赤色信号燈を点じ警報ベルが鳴ります。

(9) 塵芥焼却炉並ダストシュート設備

塵芥焼却炉は耐火煉瓦造り外装鋼板張りにして建

温水加熱槽並ヘッダー配管



物内の塵芥を完全に焼却します。

ダストホッパー（塵埃投入口）は軽金属製で各階1個宛設けました。

(10) 衛生陶器及器具類

陶器は東洋陶器株式会社一級品を使用し附属器具は須賀工業株式会社特製クローム鍍金高級品及東陶製品を使用しています。

洋風バス	BH-29	50組
洋風大便器	C-38	63
和風大便器	C-125	22
大小便兼用	C-63	2
ストール	U-30	26
壁付小便器	U-23	10
洗面器	L-1	87
〃	L-92	18
手洗器	L-57	2
スロツプシンク	SK-22	11
洗濯流	SK-36	1
理髪用洗面器	L-340	4
水吞器	SK-45	1
石鹼入	S-6N	50
紙巻器	S-20	87



バ
ス
ル
ー
ム

温風用 (No. 4½ × 7½ 馬力)	2 台
ホテル送排風用 (No. 3 × 1 馬力)	2 台
地 2 送風用 (No. 5½ × 7½ 馬力)	1 台
排 風 機 地 2 排風用 (No. 5 × 5 馬力)	1 台
各階便所 (No. 4½ × 2 馬力)	1 台
地階便所 (No. 3½ × 1 馬力)	1 台
厨房排気 (No. 6 × 10 馬力)	1 台
洗濯場排気 (No. 1½ × ¼ 馬力)	1 台
ルームコンディショナー	60 台
温水加熱器 (径1200耗 × 全長3630耗)	1 基
ストレージヒーター (径1.2米 × 長さ3.6米)	2 基
市水受水槽 (角型2米 × 3米 × 4米)	1 基
屋上上水槽 (角型3米 × 3米 × 2.5米)	1 基
井水受水槽 (丸型径2米 × 高3米)	1 基
井水屋上水槽 (角型3米 × 3米 × 2.7米)	1 基
ボアホールポンプ (20,000石/日 × 42米 × 60HP)	1 台
上井水揚水ポンプ (1000立/分 × 50米 × 20HP)	4 台
消火ポンプ (900立/分 × 85米 × 30HP)	1 台
給湯循環ポンプ (120立/分 × 10米 × 1HP)	2 台
堅型排水ポンプ (5000立/分 × 16米 × 35HP)	1 台
〃 (1500立/分 × 16米 × 10HP)	2 台
フラッシュクリーンポンプ (1080立/分 × 15米 × 7.5HP)	2 台
汽罐給水ポンプ (400立/分 × 55米 × 15HP)	1 台
〃 (240立/分 × 55米 × 7.5HP)	1 台
温水循環用 (420立/分 × 15米 × 5HP)	1 台
冷却水循環ポンプ (1800立/分 × 15 × 15HP)	1 台
冷却水還水用ポンプ (700立/分 × 45米 × 15HP)	1 台
井水コンデンサーポンプ (3600立/分 × 25米 × 40HP)	1 台
井水噴霧ポンプ (620立/分 × 50米 × 15HP)	1 台

本設備に使用せる主なる機器類

ターボ冷凍機 (エバラ200冷凍噸250馬力但し直営による)	1 基
ケワニー型ボイラー (内径1675耗胴長4390耗全長4800耗)	3 基
自動給炭機 (米花式II-3)	3 台
送 風 機 冷房用 (No. 7 × 15 馬力)	2 台
〃 7 階冷房用 (No. 6 × 15 馬力)	2 台

現在施工中主要工事

東京 銀座松坂屋百貨店	衛 生 設 備
東京 日 活 國 際 会 館	衛 生 設 備
京都 三和銀行京都支店	冷暖房衛生設備
大阪 第一生命ビルディング	衛 生 設 備
大阪 大和ビルディング	衛 生 設 備
大阪 御堂筋ビルディング	冷暖房換気設備

暖房・冷房・水道・衛生工業設備

設 計 ・ 施 工

須 賀 工 業 株 式 会 社

大阪市福島区堂島浜通四丁目一〇

電話福島 (45) 1157, 1158, 2057, 2058

支 店

東京支店	東京都港区芝田村町六丁目七	電 芝	{1524, 1525 2025, 2026}
名古屋支店	名古屋市中区村木町一丁目六	電本局	2784, 5453
京都支店	京都市下京区烏丸通松原下ル	電 下	1989
神戸支店	神戸市生田区北長狭通二丁目	電葺合	1805
福岡支店	福岡市千代栄町六番地ノ二	電 東	1279, 2749

●第三集 第二号 掲載広告一覧（掲載順）

協和製作所
大阪機工
久保商店
マンテン
大阪城口研究所
大阪電気商会
桐田商会
齊久工業
三機工業
須賀工業
西原衛生工業所
建材社
開成鋼材
岩元工業
井上工材
三高製作所
東京鋼板工業
日本サッシュ
片倉の鋼管
日東石膏
坂本商会
大島応用化学工業

三晃商会
栄興商会
近畿電気工事
田村商会
浅海電気産業
鈴木シヤタア商会
大和商会
東建商会
東邦商会
三幸商会
黒川化学工業所
衣川鉄工所
米谷セメント化工
理研鋼材
福屋工業所
吉田芳雄商店
古石床材店
樫野石灰工業
理研サッシュ
室谷商店
大阪コンベス建材社
高野アスファルト工業

水島商店
内外土木建材社
藤森工業
井上浄夫商店
大仏組
佐村木商店
宮本建材
北尾商店
山本建材社
油脂化工社
日本セメント防水剤製造所
大阪建材工業
大三製作所
建材信和会事務所
田島応用化工